

令和3年1月25日

安曇野市教育委員会

令和3年1月定例会

会議議案

安曇野市教育委員会事務局

議案第2号	教育部 学校教育課
令和3年1月25日提出	(課長)沖 雅彦 (担当)太田 雅史

タイトル	有明高原寮視察委員会委員候補者の推薦について
決定を要する事項の内容	委員の選任に係る協議
要旨	安曇野市教育委員会に対して、有明高原寮長より有明高原寮視察委員会委員候補者の推薦依頼があったので、委員の選任について協議をお願いするものです。
説明	<p>1 有明高原寮視察委員の推薦依頼について</p> <p>(1) 推薦依頼者 有明高原寮長 平原 政直</p> <p>(2) 推荐人数 安曇野市教育委員会委員より1人</p> <p>(3) 推薦期限 令和3年1月31日</p> <p>(4) 任期 令和3年4月1日～令和4年3月31日</p> <p>(5) 根拠 平成26年の少年院法改正により、社会に開かれた施設運営推進を図り、施設運営の透明性を確保するため、少年院視察委員会の設置について定められました。全ての少年院に視察委員会が設置され、7名以内（有明高原寮視察委員会委員は4名）の有識者で構成されています。</p> <p>委員は、少年院を視察し、その運営に関する意見を述べ、それらの意見を受けて施設長が講じた措置の概要を公表することとされています。</p> <p>2 現在の有明高原寮視察委員会委員の職名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士 1名 ・安曇野市教育委員会委員 1名 ・医師 1名 ・地元代表 1名



機密性2情報

有高発第1号

令和3年1月4日

安曇野市教育委員会教育長 殿

有明高原寮長 平原政直

(公印省略)

令和3年度有明高原寮視察委員会委員候補者の推薦について（依頼）

平素から有明高原寮視察委員会の運営につきましては格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度につきましても貴教育委員会から有明高原寮視察委員候補者を御推薦いただきたく、何卒お願い申し上げます。

今年度につきましても、年度末で一旦終了し、新年度4月に新たに就任していただく予定であります。現在の委員を引き続き御推薦いただいても、新たな方を御推薦いただきても結構です。

別添留意事項を御参照の上、別紙様式により1名の御推薦を本年1月31日までに御返信くださいますよう、よろしくお願いいたします。なお、上級官庁への上申期限につきましては、第2次（次回）・第3次（次々回）分の締め切りもございますので、1月31日に間に合わない場合は、1月31日以降の御返信でも結構です。

少年院視察委員会委員候補者資料

(安曇野市教育委員会)

ふりがな			
氏名	性別		
生年月日(年齢)	年 月 日生 (歳)		
住 所	〒 - 電話 () -		
職 業(役職)	()		
推 薦 理 由			
勤務先等の承諾の要否	要・否	承諾が必要な場合の連絡先	

上記の者を有明高原寮視察委員会委員候補者として推薦します。

令和 年 月 日

団体名

氏名

留 意 事 項

少年院視察委員会の委員になるためには、少年院に関する専門的な知識を有している必要はなく、少年院法第9条第2項に定める要件を満たしていれば、委員候補者となることが可能です。

◎少年院法（第9条第2項）

委員は、人格が高潔であって、少年の健全な育成に関する識見を有し、かつ、少年院の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

ただし、委員は非常勤の国家公務員となりますので、国家公務員法の規定により官職に就くことができないとされている方は、推薦を頂いても委員に任命することはできません。

◎国家公務員法（第38条）

次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則の定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 四 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第109条から第111条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

また、委員には中立的な立場で活動していただく必要がありますので、少年院の職員（職員であった者を含む。）や在院者はもちろん、例えば、これらの者の親族の方、在院者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人になっている方、当該少年院における措置等を理由として在院者が提起している国家賠償請求訴訟等の代理人になっている方などは、法律に定められた要件を充たしている場合であっても、委員としてはふさわしくありません。

【教育委員会定例会提出資料】

議案第3号	教育部 文化課
令和3年1月25日提出	(課長) 山下 泰永 (担当) 財津 達弥

タイトル	「安曇野市誌」編さんの全体構想について
決定を要する事項の内容	「安曇野市誌」全体構想の内容
要旨	安曇野市誌編さん委員会(計3回)を開催し、編さんの目的、基本方針等についていただいた意見を参考に、「安曇野市誌」全体構想がまとめましたので、承認をお願いするものです。
説明	<p>1 編さんの目的 安曇野市は文化振興計画に掲げる「学ぶ心が育ち文化のかおるまちづくり」を目指す中で、合併15周年をひとつの契機として、安曇野市文書館を拠点に「安曇野市誌」の編さんに着手する。旧町村ごとにまとめられていた歴史を編みなおし、安曇野市としての歴史や文化を明らかにすることで、子どもたちの郷土を愛する心を育み、市民にふるさと安曇野への誇りを持ってもらうことを期待したい。また、安曇野市発展の指針に資するとともに、地域の連帯と文化の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>2 基本方針 それぞれの地域に残る特徴的な歴史・文化を注視しつつも、安曇野市という一つのまとまりとして地域をみた場合、安曇野市とはどんな地域なのかが理解できるような記述、まとめになるよう努めたい。</p> <p>3 その他 資料1のとおり</p>

資料 1

『安曇野市誌』編さんの全体構想(案)

1 編さんの目的

安曇野市は文化振興計画に掲げる「学ぶ心が育ち文化のかおるまちづくり」を目指す中で、合併 15 周年をひとつの契機として、安曇野市文書館を拠点に『安曇野市誌』の編さんに着手する。旧町村ごとにまとめられていた歴史を編みなおし、安曇野市としての歴史や文化を明らかにすることで、子どもたちの郷土を愛する心を育み、市民にふるさと安曇野への誇りを持ってもらうことを期待したい。また、安曇野市発展の指針に資するとともに、地域の連帯と文化の向上に寄与することを目的とする。

2 編さんの背景

- (1) 現在、『安曇野市誌』は無いため、当市の歴史などをひもとくためには、既刊の旧町村誌や郡誌などの文献を重ね合わせて見る必要がある。
- (2) 旧 5 町村誌のほとんどが昭和の末か平成一桁まで終わっている(表 1)。
- (3) 発掘調査や文献・資料収集等により、新しい知見が得られた分野がある。
- (4) 文書館が開館し、近世～現代に至る史資料の活用ができるようになっている。

3 基本方針

それぞれの地域に残る特徴的な歴史・文化を注視しつつも、安曇野市という一つのまとまりとして地域をみた場合、安曇野市とはどんな地域なのかが理解できるような記述、まとめになるよう努めたい。

安曇野市を構成する諸要素を、図 1 に示した(安曇野市博物館構想)。諸要素の根源的な部分には安曇野市の山岳や水に代表される自然があり、そこから人間の営みが始まり、文化や産業に繋がっていったことを共通認識として持ちたい。市誌の調査・研究を通じて安曇野市の地域性を探り、未来への指針を与えるための基本資料となる市誌の完成を目指すため、以下の点に留意したい。

- (1) 名称を『安曇野市誌』とし、安曇野市の自然、歴史、文化等を幅広く集約する。
- (2) 安曇野市誌は、生涯学習の資料として市民に活用してもらうために、分かりやすく親しみやすいものにする(中学生が読める程度に)。
- (3) 昨今のインターネット利用の現状に鑑み、市民が興味を抱くような調査・研究成果については、市誌のホームページ等で随時発信するような取り組みを行う。市誌完成後は電子版を広く公開する一方、情報の収集や調査、子ども向けのコンテンツも検討する。
- (4) 安曇野市誌は、旧 5 町村で編さん・刊行した町村誌(表 1)を踏襲しつつも、その後の調査・研究で得られた最新の知見を反映させ、市を外観する中で全体のバランスをとりながらの編さんに努める。
- (5) 安曇野市誌は、自然編、歴史編(原始・古代、中世、近世、近現代)、民俗編およ

び各分野資料編、子ども版等とし、16巻ほどに集約する。市誌編さん事業の事業期間を概ね15年間とし、調査・研究で本編及び資料編に掲載できなかったものは、その後の市誌関連の刊行物で順次発表していく(表2、3)。

- (6) 資料編について、文書館に収蔵されている文書(歴史的公文書、古文書などの地域資料)の収録は、文書館における資料公開も念頭に置いて編集を行う。
- (7) 市民と共に作り活かす市誌を目指し、市民参加の在り方については次のとおりとする。
 - ① 安曇野市の歴史・文化に興味のある市民が、編さんにかかわる仕組みをつくる。例…編さんの成果をもとに講座やワークショップを開催する。
 - ② 古写真や古文書等の資料の発掘について呼びかける。
 - ③ 古文書調査員等、既存の調査組織、個人との連携を図る。
 - ④ 子ども版については、安曇野市教育会等と連携を図りながら、学校の地域学習で活用できる資料を目指す。また、活用の方法についても併せて検討する。
- (8) 全編を通じた編さんの要点は以下のとおりとする。
 - ① 対象読者は安曇野市民を中心とし、広く県内外の方々にも面白く読んでもらえるものを考える(表現方法も工夫、中学生ぐらいが目安)。
 - ② 各区分(考古・歴史・民俗・自然等)を横断的に視野に入れる。
→例:民俗は民俗だけで完結するものではなく、歴史・自然等と絡むのでその視野を取り入れる。
 - ③ 楽しく読めるけれども、読んだあとに何かが残る、考えさせられるものがある、という内容を心がける。
 - ④ 写真等を多用する必要はあるが、写真に語らせるだけでなく、文章もしっかり組み立てて写真や図はあくまでも補助的な立場である、という組み立てにする。
 - ⑤ 安曇野の地域振興に寄与できるような内容を心がける。
 - ⑥ 市誌のおおまかな仕様案(イメージ)については、次のとおりとする。
 - ・原則として中、近世と近現代は本編2巻、他の編は本編1巻とする。
 - ・原則として資料編については各編1巻とする。
 - ・全編B5判とし、一冊最大900ページ以内とする。本編および資料編については、PDF版の公開をもって刊行とする。
 - ・原則として子ども版についてはPDF等デジタル版で公開する。

4 組織及び体制(図2)

- (1) 安曇野市誌編さん委員会は、安曇野市誌の基本方針や各編の編集方針、進捗状況等について協議を行う。
- (2) 編さん部会は、民俗、自然、考古、中近世、近現代とし、調査、研究、執筆を行う。
- (3) 市誌編さん事務局は安曇野市文書館に置く。

図1 安曇野市を構成する諸要素(新市立博物館構想より)

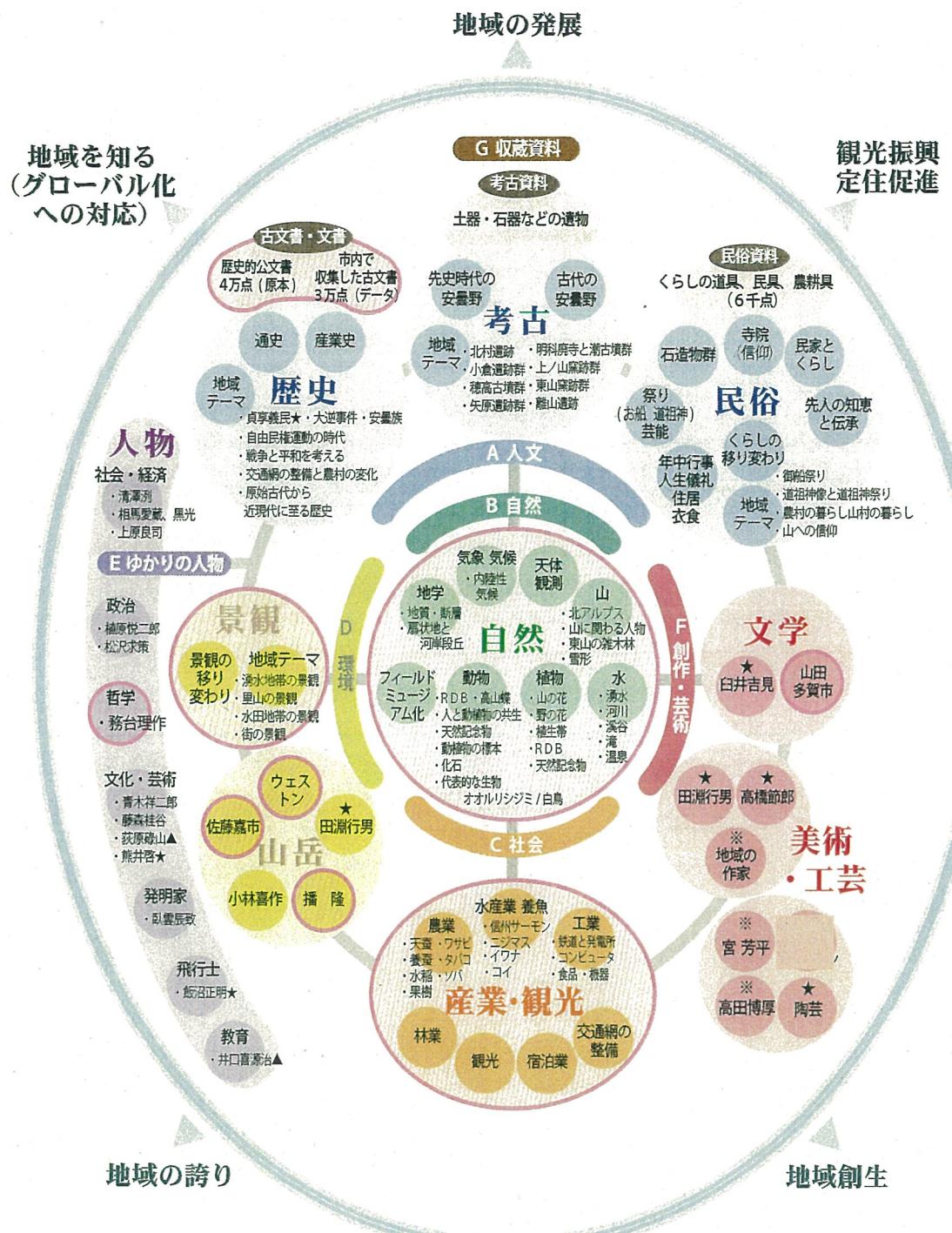


表1 旧町村誌(史)刊行一覧(付図等を除く)

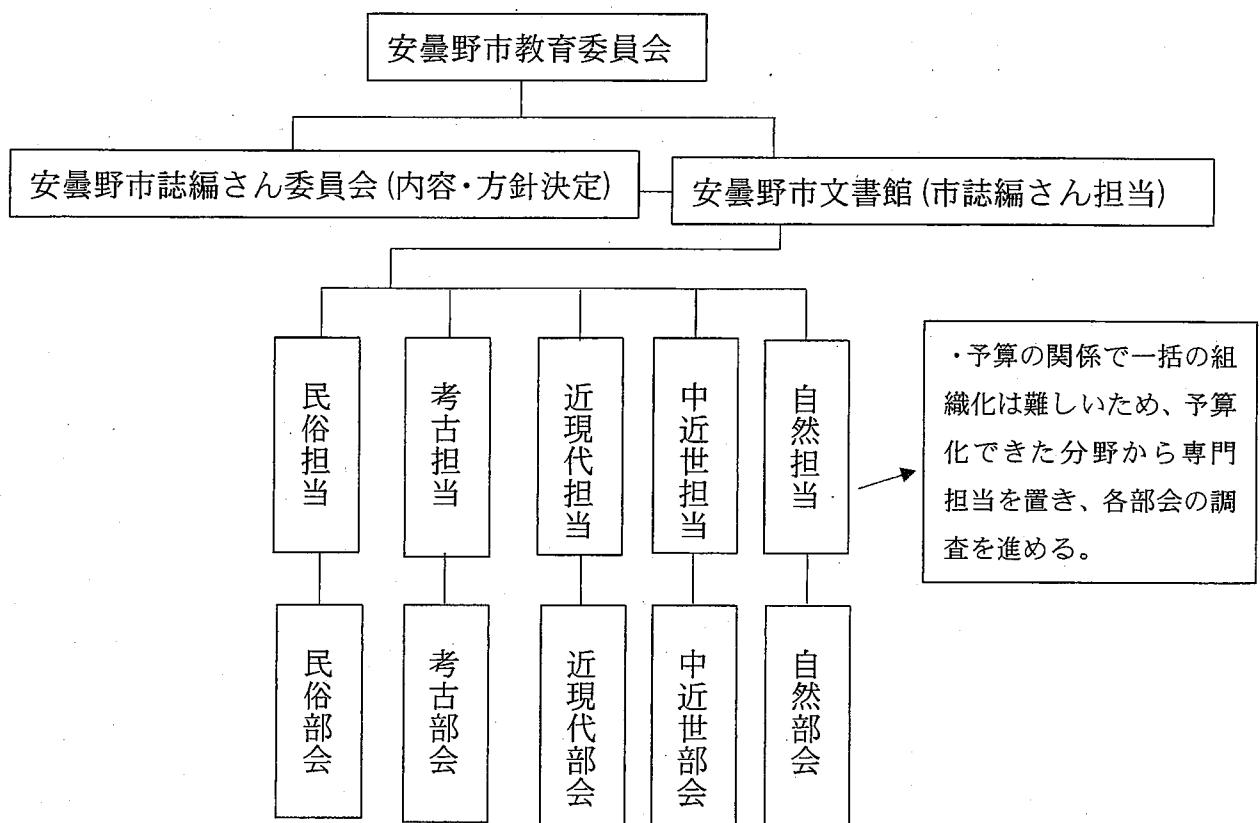
旧町村名	豊科町	穂高町	三郷村	堀金村	明科町
町村誌名	豊科町誌	穂高町誌 第1巻 自然編	三郷村誌 I 1980.9(昭和55年)	堀金村誌 上巻 自然・歴史編 1991.3(平成3年)	明科町史 上巻 1984.3(昭和59年)
発行年	1955.12(昭和30年)	穂高町誌刊行会	三郷村誌刊行会	堀金村誌刊行会	明科町史刊行会
出版者	豊科町	穂高町誌 第2巻 歴史編上・民俗編	三郷村誌 II 第5巻 民俗編 2004.9(平成16年)	堀金村誌 下巻 近現代・民俗編 1992.3(平成4年)	明科町史 下巻 1985.7(昭和60年)
町村誌名	豊科町誌 歴史編・民俗編・水利編	穂高町誌 第3巻 歴史編下 1991(平成3年)	三郷村誌 II 1巻 自然編 2004.12(平成16年)	堀金村誌刊行会	明科町史 刊行会
発行年	1995(平成7年)	穂高町誌刊行会	三郷村誌刊行会	※1991(平成3年)までを記述	明科町史 自然編 2007.3(平成19年)
出版者	豊科町誌刊行会	豊科町誌 自然編	三郷村誌 II 2巻 歴史編上 2006.3(平成18年)	三郷村誌刊行会	安曇野市教育委員会
町村誌名	豊科町誌 近現代編	穂高町誌 別編民俗 II 1999(平成11年)	三郷村誌 II 3巻 歴史編下 2006.3(平成18年)	三郷村誌刊行会	※1985(昭和60年)までを記述
発行年	1997(平成9年)	豊科町誌刊行会	三郷村誌 II 4巻 村落誌編 2006.3(平成18年)	三郷村誌刊行会	※1991(平成3年)までを記述
出版者	豊科町誌刊行会	豊科町誌 別編民俗 II 1999(平成11年)	三郷村誌 II 資料編 2009.1(平成21年)	三郷村誌刊行会	※1985(昭和60年)までを記述
町村誌名	豊科町誌 I	豊科町誌 I 1995(昭和60年)	三郷村誌 II 写真編 2009.1(平成21年)	三郷村誌刊行会	※1991(平成3年)までを記述
発行年	1995(平成8年頃までを記述)	豊科町誌刊行会	三郷村誌 II Iの増補改訂、平成の合併までを記述	三郷村誌刊行会	※1991(平成3年)までを記述
出版者	豊科町誌刊行会	※三郷村誌 Iは1955(昭和30年)までを記述	※三郷村誌 IIはIの増補改訂、平成の合併までを記述	三郷村誌刊行会	※1991(平成3年)までを記述

※旧町誌は1955(昭和30年)までを記述
※新町誌は1995(平成8年頃までを記述)

※三郷村誌 Iは1954(昭和29年)6月までを記述
※三郷村誌 IIはIの増補改訂、平成の合併までを記述

図2 安曇野市誌編さん組織について(イメージ)

・安曇野市誌編さん体制 (直営型)



『安曇野市誌』卷別内訳 (表2)

区分	書籍内容(名称は仮名)	編さん期間
第1巻	自然編(含む目録)	令和9~15年
第2巻	原始・古代編	令和4~10年
第3、4巻	中・近世編	令和6~13年
第5、6巻	近現代編	令和4~11年
第7巻	民俗編	令和3~9年
資料編第1巻	原始・古代資料編	令和9~12年
資料編第2巻	中・近世資料編	令和12~15年
資料編第3巻	近現代資料編	令和9~12年
資料編第4巻	民俗資料編	令和2~8年
子ども版第1巻	原始・古代編	令和9~12年
子ども版第2巻	中・近世編	令和12~15年
子ども版第3巻	近現代編	令和10~13年
子ども版第4巻	民俗編	令和6~9年
子ども版第5巻	自然編	令和14~16年

表3

安曇野市誌編さん事業計画(イメージ)

卷数	区分	書籍内容(仮称)	資料収集			原稿執筆			編集・校正・デジタル化			印刷製本・刊行				
			1年目 R2	2年目 R3	3年目 R4	4年目 R5	5年目 R6	6年目 R7	7年目 R8	8年目 R9	9年目 R10	10年目 R11	11年目 R12	12年目 R13	13年目 R14	14年目 R15
1	資料編第4巻	民俗資料編														
1	第7巻	民俗編														
1	子ども版第4巻	民俗編														
1	第2巻	原始・古代編														
1	資料編第1巻	原始古代資料編														
1	子ども版第1巻	原始古代編														
2	第5巻、第6巻	近現代編														
1	資料編第3巻	近現代資料編														
1	子ども版第3巻	近現代編														
2	第3巻、第4巻	中・近世編														
1	資料編第2巻	中・近世資料編														
1	子ども版第2巻	中・近世編														
1	第1巻	自然編(含む目録)														
1	子ども版第5巻	自然編子ども版														
		HPの作成														
		HP作成、運用、PDF版の公開														
		たより、市誌研究会等の発行														

議案第4号	教育部 各課
令和3年1月25日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	学校教育課 後援1件 生涯学習課 共催1件、後援1件 (詳細 別紙)

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

学校教育課 共催・後援台帳(令和2年度1月定期会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R 元	H 30 29	H 30 29	所管課 意見
13	R3.1.5	学校教育課	信州こどもホスピス実験事業 富野市シンボル	一般社団法人笑顔の花	一般社団法人笑顔の花 実房 栄美	後援	闇病中の家族の声と医療関係者の声の現場の視点と共に、信州にこどもホスピスの必要性を発信(小・中学校へ向けた提案内を配布)することで、病児家族の理解やサポートを、ややサポートを、社会的に醸す。子ども病院のある安曇野市が小児医療の支援を重視して、人の命の尊さや生かされる感謝の心に気づき、助け合いの精神、目覚めの意識付けに寄与する。	1月4日	令和3年2月6日(土)	-	-	-	-	安曇野市学習センター(ほら)	小児医療の闇病中の子供たちの終末期に、医療者、ホスピス関係者とのパネルディスカッションを行ない、闇病中の家族や病児を癒すための支援の必要性を指すプロジェクトが信州こどもホスピス実験事業を発足。今年9月に脳腫瘍で息子さんが発起人となり、ご家族やケア、地域の必要性について地元の方と共に理解を深める。	病児家族と医療従事者による、ホスピス実験プロジェクトを発足。今年9月に脳腫瘍で息子さんを亡くされたご家族が発起人となり、信州こどもホスピスの発展や活性化に尽力がることを、子どもホスピス実験プロジェクトを通じて伝えて行く。	-	-	-	取扱基準第3条第2項に より可

教育部 生涯学習課 共催・後援台帳(令和2年度1月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	RT	H 30	H 29	所管課見	
26	2021.12.28	社会教育担当	第2回安曇野市芸能フェスティバル	安曇野市芸術文化協議会連絡協議会	安曇野市芸術文化連絡協議会	共催	市芸文協の行事企画に市教委主催をお願いしたい	12月24日	令和3年9月26日(日)	-	-	-	豊科公民館	市内各地域芸術文化協会芸能部、一堂にステージ発表を能通してお互いの地域文化交流を深め、安曇野市の地域文化の継承・世代間の交流、そして市民の皆様に芸術文化を楽しんで頂くことが目的です。これを機会に毎年安曇野市教育委員会と共催にて交流できるようになります。	○ ○	基第3条第2項に	基第3条第2項に	基第3条第2項に	基第3条第2項に	基第3条第2項に
27	2021.11.14	社会教育担当	子供と家族の未来を考えるマネー講座	松本未来会支部	松本未来会支部	後援	子供と家族の未来を考えるマネー講座	1月12日	令和3年4月23日(金)、24日(土)、26日(月)10時~11時30分	-	-	-	Zoomによるオンラインセミナー	日本の自殺理由で2番目に多い「経済的理由」に投資マナー」「経済マナー」と楽しく触れ合っていただくことを目的として、ご家族全員で「楽しい未来」を学ぶための、い、事業態を少しでも変えたいとお考えの方々に、金融リテラシー(金融、お金の知識)の提供をする	-	-	-	-	-	

報告第1号	教育部
令和3年1月25日提出	

タイトル	安曇野市議会 令和2年12月定例会における代表質問・一般質問等について
要旨	市議会12月定例会の代表質問・一般質問の概要等について報告するもの

1 会期等 令和2年11月24日（火）～12月18日（金）

2 代表質問 令和2年12月4日（金）

会派名・議員名	教育委員会関係の質問に対する答弁
公明党 (藤原 陽子議員)	<p>○すべての子ども達に安心の環境づくりを</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校の児童・生徒の現状と支援者の確保、居場所づくりについて <p>【教育部長】</p> <p>文部科学省の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査におきまして、2019年度の長野県の不登校の児童生徒数は過去最多と報道されました。議員おっしゃられたとおり、病気等以外の理由によりまして年間30日以上欠席をされている、不登校となってしまっている児童生徒数は、市内の場合、小学校で65人、中学校で95人、小・中全体で前年度比13%増の160人となっておりまして、県内と同程度の推移でございます。</p> <p>この状況を踏まえまして、安曇野市では、スクールカウンセラーを県の配置4名に加え、市独自に7人配置し、全17小・中学校に派遣しながら、児童生徒の心の安定を図るよう努めてきております。その結果、160名のうち70人は、市教育支援センターや校内中間教室を活用しながら、学校への登校へつながっております。</p> <p>次に、不登校傾向の児童生徒の居場所づくりとしましては、各学校に相談室、中間教室を設け、相談に対応できる支援員を配置しております。学校では、教育支援センターを豊科公民館内に設置し、学校へ行きづらさを感じる児童生徒を受け入れ、個に沿ったきめ細かな支援・指導に努めております。</p> <p>今後も、学校はもとより、他部局とも連携を取りながら、不登校の児童生徒への支援を一層進めてまいります。</p>

- ・G I G Aスクール構想について
不登校の子供たちに対して、どのような対応をしているか。

【教育部長】

今般のG I G Aスクール構想の中で、不登校の児童生徒に対するI C T機器の活用についての御提案と受け止めております。

児童生徒に1人1台パソコンが整備されることによりまして、不登校の子供たちにとっても、教室での授業風景を映像で見て学習したり、担任や友達と交流したりするきっかけとして活用できる可能性があるものというふうに考えております。

まずは、学校と不登校の子供たちとの関係づくりに端末を活用することを念頭に置きながら、そして、学校での学習活動をどのようにすれば効果的に行えるのか、具体的な取組について研究してまいります。

- ・不登校の児童生徒がオンラインでG I G Aスクールに参加することができた場合の出席扱いについて聞く。

【教育部長】

文部科学省が令和元年10月25日付で通知した不登校児童生徒への支援の在り方についての中に、I C Tを活用した自宅での学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて記載がございます。

この通知によりますと、あくまで先生やカウンセラーの訪問等による対面指導が定期的・継続的に行われることを前提とした上で、I C Tを活用した学習活動を行った場合は出席扱いとすることができるというように規定がされております。

市としましては、先ほども申し上げましたが、I C Tの活用を通して、まずは学校がその子供といかに関係性を築いていくか、その後に、一歩でも学校に出てこられるようになるということを願っております。市における国の要件の考え方を含めまして、出欠の取扱いについて研究をしていく必要があるというように考えております。

- ・I C T支援員やサポーターの考え方、確保についてはどのようにしていくのか。

【教育部長】

G I G Aスクール構想の中では、学校での活用を支援する体制として、G I G AスクールサポーターとI C T支援員、この2種類を位置づけております。

まず、G I G Aスクールサポーターは、環境整備の初期対応を担つていただき人材でございまして、機器の導入に合わせ、操作研修などを行っていただきます。このG I G Aスクールサポーターは、国の補助対象事業となっておりまして、機器の操作に精通した民間企業の専門スタッフの活用を考えております。

次に、ＩＣＴ支援員ですけれども、日常的な教職員のＩＣＴ活用というものを支援することを目的としております。中長期的かつ具体的な事業づくりに対する支援として、このＩＣＴ支援員の役割は大変重要になるというように考えております。したがいまして、情報機器の操作に精通し、なおかつ学校教育に対する知識が豊富にあることが必要であるというように考えております。

ＩＣＴ教育の内容をより効果的にしていくためにも、これらの要件を満たす人材の確保に向けて、現在取り組んでいるところです。

- ・現在見えている課題等があれば伺いたい。

【教育部長】

児童生徒の1人1台の端末の活用は進めてまいりますけれども、常に端末の画面と向き合うような授業というものは想定はしておりません。

しかしながら、議員御指摘のとおり、子供たちが画面に向かう時間は、今より確実に増えることが予想されます。

したがいまして、健康や安全に配慮したルールづくりは欠かせないものというように考えております。

例えば、日本眼科医会では、端末に1時間連続して向き合った場合、15分休憩することを勧めています。また、児童生徒の体調が悪いときには使用を控えるということも必要になろうかというように思います。

また、端末は学習・学校活動に限定して使用するということなど、健康やセキュリティ一面に配慮したルールを早急に整備してまいりたいというように考えております。

- ・G I G Aスクールがいよいよ始まるということで課題もあるが、教育長の立場で、どんな子供たちに育つていってほしいのか、構想を伺う。

【教育長】

議会の皆様方にも御理解と御協力をいただきまして、今回、小・中学校への電子黒板の設置が実現いたしました。大変、教職員、児童生徒共に好評でございまして、活用が進んでおります。

また、このたびのG I G Aスクール構想によって導入されます1人1台端末、これとともに、最大限活用いたしまして、未来を力強く切り開くたくましい安曇野の子供の育成に、これをつなげていかなければならぬと、このように思っております。

先ほど教育部長からも申し上げたことですけれども、不登校児童生徒への支援をはじめ、様々な可能性が考えられる中で、私が最も期待していることは、日常の学習における、いわゆる主体的・対話的で深

い学び、これをＩＣＴ機器の活用により一層拡充・充実させていく、このことが一番重要ではないかと考えております。

そのためには、教職員が授業づくりと一体となった教員研修を今後しっかりと位置づけていかなければならない、このように考えております。

・デジタル教科書について規制緩和することについて市の見解を伺う。

【教育部長】

議員も御承知かと存じますが、画像によるデジタル教科書には、児童生徒が学習用に使う学習者用と先生方が電子黒板で使われる指導者用の2つの種類がございます。

報道によりますと、萩生田文部科学大臣は本年10月の記者会見におきまして、児童生徒の発達段階に応じて2分の1未満としている基準を緩和する考えを示されておりますが、紙の教科書を廃止し、全面的にデジタル教科書へ移行することについては、慎重な姿勢を示されているというように理解をしております。

一方、指導者用デジタル教科書でございますが、先生方が授業等で、先ほど申し上げましたとおり、電子黒板等で使われているものでございます。授業内容に沿った資料・情報が大きく含まれております。子供たちの理解を高めることができる教材として、本市ではこれまで積極的に導入をさせていただいてきました。

教育長からも申し上げましたとおり、中学校に続きまして、小学校の普通教室に電子黒板の配備ができたこともありまして、指導者用デジタル教科書につきましては、できる限り導入を進めてまいりたいというように考えております。

さて、無償で配布される教科書は、我が国の義務教育の根幹であるとともに、主たる教材として位置づけられておりまして、子供たちにとって最も身近な書籍として、大きな価値があるというように考えております。

市教育委員会とすれば、デジタル教科書と紙の教科書を適切に組み合わせながら、バランスよく使うことが大事であるというように考えております。したがいまして、基準に沿ったことを直ちに行うという考えはないということです。

・ヤングケアラーの現状と課題について

【教育部長】

現在、学校教育課で支援に当たっている児童生徒のうち、今、議員から御説明のございましたヤングケアラーに当たると考える事例を1件、お一人把握しております。そのほかに、ヤングケアラーの定義からは少し外れるかもしれませんけれども、家庭の事情で兄弟の面倒を見ているというような子供さんもおります。

議員御指摘のとおり、家庭環境を取り巻く社会の変化の中で、ヤングケアラー頼みとなってしまっているような家庭には、全体的な支援

	<p>が必要ではないかというように考えております。</p> <p>また、一方で、課題として、学校だけではなく、家族の理解を得ながら、保健師や相談員などの外部支援者の協力・連携も必要不可欠であると思いますし、このことの早期発見のために関係者間での情報共有、この2点が今後の課題になってくるというように認識をしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーにどんな支援ができるのか。 <p>埼玉県では、全国初のケアラー支援条例が今年度制定された。条例制定を目指している自治体もあるようだが、安曇野市の見解を伺いたい。</p> <p>【教育部長】</p> <p>先ほどの答弁と少し重複いたしますけれども、市教育委員会が現在支援を行っている、あるいは、今後支援に入る可能性のある児童生徒につきましては、家庭状況や保護者との関係等も総合的に鑑みた上で、関係部局と連携し、児童生徒が心身共に健やかに成長できるよう努めてまいりたいと考えております。</p> <p>しかし、介護だけではなくて、育児等複数のケアを行う必要がある家族も、もしかすれば、今後は増えてくる可能性もございます。</p> <p>このようなケースが増えてくれば、埼玉県で制定されているような条例についても、検討すべき課題の一つになり得るというようには考えております。</p>
--	---

3 一般質問 令和2年12月7日(月)、8日(火)、9日(水) 3日間

議員名	教育委員会関係の質問に対する答弁
一志 信一郎議員	<p>○給食センターの今後のあり方について ・各会場の説明での質問並びにそれらに対する今後の対策について</p> <p>【教育部長】</p> <p>今回の学校給食センター市民説明会の開催状況と意見の概要、また、それに対する市教育委員会の考え方につきまして御説明をさせていただきます。</p> <p>まず、市民説明会の開催状況についてでございますが、本年10月20日から10月25日までの間、5地域で計6回の説明会を開催させていただいたところ、延べではございますが、202人の皆様に御参加をいただきました。説明会で頂戴した御意見は、大きく6つに分けられるものと思っております。</p> <p>1点目でございますが、文部大臣賞を受けるなど、伝統がある堀金の給食のよさを存続させるとともに、そのよさを全市に広げてほしい。</p> <p>2点目、食育の取組として、給食を作っている人や食材生産者の顔</p>

が見える、子供たちが五感で感じられる給食の意義をもっと考えてほしい。

3点目、経費削減のために堀金学校給食センターを廃止しないでほしい。

4点目、堀金給食センターの自校給食をブランド化し、安曇野市をアピールすることで人口増につなげてほしい。

5点目、日本全体で人口が減少し、税収も減っていく中で、どこかで学校給食センターの統廃合を考えいかなければ、将来自分たちの子供たちに負担をかけることになる。

6点目、現在の学校給食理念を、食育面を含め見直す必要があると捉えてございます。

これらの御意見に対する現時点での市教育委員会の考え方でございますが、学校給食に地元食材の量を増やし、時代に合ったメニューを創意工夫して考案していくとともに、子供たちが学校給食の調理の現場を見学する機会を増やしてまいりたいと考えております。

また、4給食センターで、現在取り組んできた生産者と児童生徒が交流学習できる交流給食会の充実を図り、保護者だけでなく、一般市民の皆様にも学校給食を知っていただくための試食会を計画してまいりたいと考えております。

自校給食をブランド化することによって人口につなげてほしいとの御提案も頂戴したところではございますが、自校給食としている県内自治体の人口の伸び率などを見る限りでは、その効果については疑問を感じておりますので、これをブランド化していく考えは今のところはございません。

また、平成20年に制定いたしました学校給食理念につきましては、いろいろ御意見をいただく中で、食育面も含め、見直しを検討してまいります。

令和7年度以降であれば、3給食センターで市内小・中学校の給食提供を賄えることが見込まれておりますので、余裕の生まれる施設の有効活用という観点から、統廃合を検討させていただいているところでございます。

・堀金小中学校の保護者への説明会は実施したか、また、今後の対策について

【教育部長】

本年10月に開催をいたしました市民説明会に際しましては、市内の全小・中学校、認定こども園の全保護者の皆様に通知をさせていただきました。この学校給食センターの統廃合は、市全体に関わる問題と

捉えておりますので、市内5地域を会場に説明会を開催させていただきました。

なお、議員から御質問でございます地元の小・中学校、認定こども園の保護者の方への説明会は、これは開催させていただく方向で、現在、関係の皆様と調整をしているところでございます。

・生産者等への説明会を実施したか、又、今後の対策について

【教育部長】

堀金地域で、学校給食へ食材を御提供いただいている生産者の皆さんとの説明会を行わせていただきました。

市民説明会に用いた資料と同じ資料を使いまして、11月13日、堀金支所において実施してございます。

その中でも、やはり先ほど申し上げた6点の意見に通ずる御意見をたくさん頂戴しております。

今後も食材の提供を継続していただけるよう、その方向につきましては、これからもお話しを重ねてまいりたいというように考えております。

・「食育の大切さ」、「教育における学校給食センターとの位置付け」について

堀金学校給食センターを廃止し、3センターで行うことに対する反対の意見が出たが。

【教育部長】

今議員がおっしゃったとおり、市民説明会では、学校給食センターの施設の在り方だけではなく、食育、あるいは学校教育との関係、また給食理念の見直しなど、新しい様々な課題、問題を提起いただいたものというように捉えております。

いただいた御意見一つ一つをしっかりと検証しながら、学校給食における食育の在り方、あるいは今後の方向性をしっかりと検討してまいりたいと考えております。

・自校給食を当市で積極的に教育の中で、取り組むかの考えはどうか

【教育部長】

説明会の中でも御説明させていただき、また、これまで議会等でお答えをさせていただいてまいりましたが、市内全小・中学校の給食を自校給食方式にするということは、現実的には困難であるというように考えております。

現在、各給食センターにおきまして、安全・安心でおいしい給食づくりはもとより、地産地消の推進、食育に心がけ、取り組んでいるところでございます。

- ・今後どのような計画で進むのか、今後、市民への説明会を含む計画を進めて行こうとしているのか。

魅力ある目標を持って取り組んでいる安曇野市堀金地域の取組を紹介し、これからのまちづくりをしようではないか。

【教育長】

自校給食と人口増へ向けてのブランド化等につきましては、教育部長が説明したとおりでございます。

市教育委員会では、人口減少、少子化の時代にあって、これから安曇野市の教育が、あるいは学校の在り方がどうあつたらよいかを、現在、教育委員協議会というものを設置して検討してきております。

この中で、目指す教育と学校の姿として、郷土への愛着と誇りを持ち、志高く、未来を切り開く安曇野教育、そして、行きたい、学びたい、地域から必要とされる魅力ある学校を、その全体構想に掲げたいと考えております。

この方針に基づいて、安曇野らしい魅力ある特色ある教育、学校の創造に取り組んでまいります。これにより、安曇野に移り住んでも教育を受けさせたいと思っていただけるような市を目指していきたいと考えております。

- ・市は、堀金給食センターによる自校給食、食育に力を入れるを全市のブランドとして、市の人口増加を図る計画が必要。今後、市民への新しい政策、計画を打ち出し、説明等を含む説明会の開催計画を進めていくうではないか。

【市長】

学校給食センターの施設運営等については、教育委員会が所管をしておりますので、先ほど来、教育部のほうからお答えをしたとおりでありますし、また、学校給食を自校給食にしたから、私は人口が増えるというものではないというように思っています。

いろいろな施策を講じる中で、関係人口、移住・定住促進を図っていくと、政策部長のほうから答弁をさせていただいたところでございます。

議員おっしゃいますように、施設を保持しながら長寿命化を図ることは、大切な視点だということは理解をいたしております。

例えば、学校等は大変必要な施設でございますので、長寿命化を図

りながら運営をしているところでございます。

そんな中、長く使うということは大切なことでございますけれども、新たに設備投資をすることが果たして重要なことであるのかどうか、その施設によって判断していくべき課題ではないかというように捉えております。今ある堀金を除いた3給食センターの能力、これを最大限に生かして、あるものを新たな投資をせずに使うということも大切な視点であるというように考えております。

遡って、平成17年2月23日に合併協定書が作成をされておりますが、この合併協定書によりますと、学校給食事業の項については、学校給食事業については、合併前に改修及び建設などが予定をされている町村以外は現行のとおりとし、必要に応じて統廃合を検討することというように明記をされております。

したがって、教育委員会の判断、あるいは市の方針として、老朽化してきているものの更新の時期に差しかかっているということで、令和6年度いっぱいに方針を出して、令和7年度から新たに3給食センターに移行するという方針が打ち出されているところでございます。

私は、この合併協定書に基づいて、検討する時期に差しかかっているという判断の下で、今、市民説明会を開かせていただいている状況にございます。これからも、限られた財源や既存の施設を有効に活用することは大切なことでございますし、また、効率的で持続可能な自治体運営に努めてまいりたいというように考えております。

また、給食センターの説明会では、食育の充実を求める御意見も多數あったというようにお聞きをいたしておりますが、食育の面で申し上げますと、私は、既に明科地域の小・中学校で実施をされています弁当の日があるわけです。

これは、弁当の日は、親子のつながり、あるいは食の大切さを知る上で、極めて重要な在り方だというように捉えておりまして、教育委員会のほうには、もう少し弁当の日を全市的に広げられないかどうか、そして、地産地消に結びつけていくことができないかどうかということで、問題提起をしてございます。

明科の弁当の日は伝統的につながっておりますので、このよき伝統を全市に広げて、食を通じて、命の大切さであるとか、あるいは家庭の絆の深まりであるとか、そういったことを学んでほしいなという思いがございます。

子供たちが弁当作りを通して、家族との会話や絆を深めて、地域の食材を見詰め直していただく、そして、大変よい機会になるのんじやないかというように捉えているところでございます。

この弁当の日の取組、先ほど申し上げました、今のところ明科地域

	<p>において実施をされておりますけれども、ぜひ全市の学校に広げていただくことをお願いをしているところでございます。</p> <p>食育の一環として、市内小・中学校で実施できるようにしてほしいということで、先ほどからも申し上げておりますとおり、検討依頼をしているところでございます。</p> <p>私どもも実は、今ある給食センター、それぞれ地域を回らせていただいたり、学校の現場の話を聞いて、食味をしてまいりましたけれども、どのセンターも遜色なく、栄養士の皆さんはじめ、大変子供たちに寄り添ったメニューで、カロリー計算もしっかりした上での栄養バランスのある食事であって、自校給食だけが優位性ありというようには感じてまいりませんでしたし、愛情を込めた取組がなされているという現場をしっかり精査をさせていただいたところでございます。</p>
中村 今朝子議員	<p>○子育て支援の拡充を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デイジー教科書を使っての支援の拡充を要望する。 <p>【教育部長】</p> <p>デイジー教科書は、教科書と同じテキストと画像に読み上げる機能を備えた副教材で、読むことに困難さを抱えている児童生徒が利用できるものであります。</p> <p>議員おっしゃられたとおり、平成30年市議会6月定例会におきまして、中村今朝子議員からデイジー教科書の活用について御提案をいただきましたので、早速、平成30年度から、まずは市内全小・中学で活用できるように、市教育委員会がID、パスワードを取得するとともに、デイジー教科書の活用を希望する児童生徒のために、これも市教育委員会が一括をして毎年利用申請を行い、導入の拡大に努めてきております。</p> <p>少し実績を申し上げますと、令和元年度には、市内8校20名の児童生徒がデイジー教科書を利用しております。さらに、このように耳から情報を得ることが得意な子供など、デイジー教科書の活用を希望する場合には、学校だけではなくて家庭でも活用できるよう環境を整えております。</p> <p>電子黒板、それから1人1台の学習用端末が整備されようとしている中で、今後の活用の可能性を広げられるよう、デイジー教科書の研究を継続して行ってまいりたいというように考えております。</p> <p>○利用しやすい図書館に</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応について</p> <p>【教育部長】</p> <p>市立図書館におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止対</p>

策としまして、入館時における検温の実施、手指消毒、マスクの着用をお願いしているところでございます。ま

た、特に入館者の多い中央図書館、豊科図書館には、補正予算をお認めいただき、この10月末からA I 検温器を導入いたしました。

感染症対策としまして、館内の換気や返却本の表紙の消毒、使用後の閲覧席やドアノブなど、多くの方が触れる部分の定期的な清掃を行うなど、安心して御利用いただけるよう、館内の環境に配慮してきたところでございます。

次に、図書館の閲覧席や交流学習施設の自習スペースの利用状況であります。

図書館の閲覧席は席を間引き、席と席の間隔を空けて利用いただいているので、通常時の半分から3分の2程度の席数ということになっております。交流学習施設の自習スペースは、こちらも利用者同士の距離を取っていただくため、通常時の約半数程度に座席を減らしております。

最近の利用状況でございますが、平日の昼間の利用者は少ないものの、夕方以降は学校帰りの学生や仕事帰りの社会人が利用され、多いときは、間引いた全席数の約半分程度の利用がございます。

休日でございますが、これは中学生、高校生の利用が多く、図書館の閲覧席、交流学習施設の自習スペースが満席となることもあります。このため、利用者の多い休日は、施設内で予約がなく空いている部屋を開放いたしまして、席を増やす対応をしております。

その結果、この9月、10月の施設の入館者数は、昨年の同時期と比べて、やはり7割程度にとどまっているところではありますが、自習スペースにつきましては、昨年の同時期と同程度の利用者数になっております。

今後も新型コロナウイルス感染拡大防止対策と並行して、学習場所が提供できるよう、利用者に配慮した対応に努めてまいりたいと考えております。

- ・アフターコロナへの対応について
本の除菌機の設置を要望する。

【教育部長】

本の除菌機につきましては、議員おっしゃられたとおり、このコロナ禍によりまして、導入する図書館が全国的にも増えているというように捉えております。近隣でも、池田町、大町市の図書館に導入されたというようなことも伺っております。

さて、この除菌機につきまして、本市の中央図書館で少し考えてみたわけですけれども、休日の利用が多い日で1日、貸出し冊数が約

2,000冊ございます。返却についても、ほぼ同じ2,000冊となっておりまして、1日に約4,000冊動く図書をどう除菌するかということは、少しセルフサービス的なものであったとしても、これを完全に行っていくということは、時間的・人的な問題など、幾つか課題があるものというように捉えております。

この除菌機ですけれども、以前は本の表面に紫外線を照射するだけのものや、風で本の間のごみを飛ばすといったものが主流でございましたけれども、このコロナ禍でございまして、現在のタイプの除菌機に変わってきてているということもございますので、除菌機の機器の進歩の様子なども見させていただきながら、引き続き導入については研究をしてまいりたいというように考えております。

・電子図書館サービスについて提案する。

【教育部長】

非常に先進的な御提案であるというように受け止めております。

ICTの活用は、このコロナ禍において、様々な分野で急激に発達が加速をしているというふうに捉えております。公共図書館では、国の緊急事態宣言後、この4月から5月には県内の約70%が休館となり、十分にサービスを届けることができない状態であったということから、あらかじめ図書館への利用者登録を済ませることで、図書館に来館しなくても貸出しや返却ができる非来館型の電子図書館は、アクセスブル、近寄りやすい書籍として注目がされております。

また、一般の電子書籍だけではなく、市史、市の歴史や郷土資料などのデジタル化されたコンテンツを載せ、学習資料として資料検索ができるようになるなど、いわゆるプラットフォームとしての可能性も広がるものというように捉えております。

御提案をいただいた電子図書館につきましては、有効的な活用を検討する中で、本市だけではなく広域的な連携・活用など、様々な角度から、その可能性について研究をしてまいりたいというように考えております。

・車いす利用者支援システムについて

【教育部長】

昨年6月に、視覚障害者等読書環境の整備の推進に関する法律、通称・読書バリアフリー法が施行されております。障害の有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恵みを享受できるよう、読書環境を整備することとされております。

本市の中央図書館の例で申し上げますと、おおむね8割程度の本棚は、車椅子利用者でも手を伸ばしていただければ届くように設計がされております。また、三郷図書館、堀金図書館につきましても、同様

	<p>に本棚の高さを低く設定してございまして、また、低く見渡せる造りになっておりますので、車椅子利用者に限らず、何かあれば、職員が積極的にお声かけをさせていただいております。</p> <p>しかしながら、車椅子利用者の方にも、介助者や図書館職員にも気兼ねすることなく本を手に取っていただけるという点では、やはり議員から御提案をいただいた利用者システムは意味のあるものというふうに認識をしております。</p> <p>これらも含めまして、図書館の利便性の向上につなげる仕組みを、利用者の声をお聞きしながら、さらに使いやすい環境を整えてまいりたいというように考えております。</p>
竹内 秀太郎議員	<p>○令和3年度当初予算編成と歳入歳出見込みの課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育関係費の歳出について、削減困難な経費の増減の状況はどうか。 <p>【教育部長】</p> <p>令和3年度当初予算における、特に学校などを管理していくための費用につきましては、令和2年度と同額程度の要求をしております。</p> <p>ただし、GIGAスクール構想に関わります小学校学習用端末購入のため、1億800万の債務負担行為の補正を本定例会に提出させていただいておりますので、こういった部分につきまして、来年度の予算は増加する見通しでございます。</p>
平林 徳子議員	<p>○新型コロナウイルス感染症による影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の影響について 現状と今後の取り組みについて <p>【教育部長】</p> <p>市教育委員会で実施している公民会講座や文化祭、市民大学講座、博物館講座等には、例年多くの高齢者の皆様に御参加をいただいております。また、公民館施設を御利用いただいているサークル・団体の中でも、高齢者の皆様が多く活動されております。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルスの影響によりまして、今年4月から5月にかけて貸館を一時休止とし、市教育委員会主催の各種事業につきましても、中止または延期を余儀なくされた期間がございました。</p> <p>この間、公民館を御利用いただいている高齢者の皆様によるサークル・団体の皆様も、思うように活動ができず、生涯学習の機会も大きく減ってしまっているというように認識をしております。</p> <p>本年度の当初は、貸館の休止や主催事業の中止あるいは延期などの</p>

措置を取ってまいりましたが、現在は、マスクの着用や手指の消毒、検温の実施など感染防止対策を徹底した上で、貸館や各種事業の実施に取り組んでおります。

高齢者の皆様の生涯学習活動への不参加状況という点で、一つ具体的な事例を申し上げますと、例年秋に開催している安曇野市の歴史や文化、自然などについて学ぶための講座、安曇野アカデミーは、3密を避けるために定員を減らしての募集とさせていただきましたが、65歳以上の参加率は約60%でありまして、昨年度と比較すると10%、1割ほど少ない状況となっております。

今後の取組でございますけれども、現在予定されている各種活動・事業につきましては、引き続き感染防止対策を徹底した上で、可能な限り工夫をしながら実施をしてまいりたいというように考えております。

また、コロナ時代の新しい生涯学習の在り方の一つとして、インターネットを活用した学習にも取り組めるよう、タブレットの操作方法やSNSの活用等について学ぶための講座を各公民館で計画をしております。

コロナ禍であっても、ただ単に事業を中止・延期とするのではなく、実施できる方向を探りながら、高齢者の皆様にも安心して生涯学習に取り組んでいただける機会を提供してまいります。

また、少し話は変わりますけれども、教育委員会は本年度から、安曇野市史の編さん事業に着手をいたしました。

まずは民俗編の編さんを皮切りに、現在準備を進めているところでございます。

民俗編では、子供から高齢者世代に至る多くの皆様からの聞き取り調査がとても重要となってまいります。

高齢者の皆さんへの聞き取りは、コロナ禍ということで、今は難しい面もありますけれども、博物館や各地域の公民館で開催する講座等の中で、アンケート調査や御自身の体験を語っていただける機会を設けるなど、工夫をしてまいりたいと考えております。

市教育委員会では、多くの市民の皆様から御参加をいただきながら、市史編さんを目指しております。

中でも民俗編の編さんは、市民の皆さんも関わりやすく、かつ、その協力が不可欠といえる分野だというように考えております。

高齢者の皆様からの貴重なお話が編さんの大きな手助けとなりますので、御協力いただけるようお願いをしてまいりたいと考えております。

小松 芳樹議員

○文化財の保護と、博物館・美術館を活かした観光について
・博物館・美術館の連携とコロナ禍における観光について
【市長】

コロナ禍における観光の方向性ということでございますが、残念ながら、御指摘の西山山麓にあります安曇野アートミュージアム、この閉鎖につきましては、10月に親会社であります東京アート株式会社の社長が市にお見えになりまして、本年度末をもって施設の閉鎖をする旨、お伺いをしたところであります。

従業員の皆様方につきましては、正社員の皆さんには市内の系列会社への配置替えによって、引き続き雇用をいただけるということでございます。また、非常勤の職員の皆様方につきましては、ハローワークを通じて、個々の事情によって対応していただけることになります。そして、市内のある企業からは、もし就職口が決まらない方がおいでになつたら、紹介をしてほしいというようなお話を聞いています。

アートヒルズが営業を終了することは、周辺の西山山麓の観光関連施設のみならず、市内の観光に与える影響は大変大きいものがあるというように捉えております。現在、アートヒルズでは、クリスマスあるいは年末にかけて、残された営業期間を精いっぱい取り組んでいるというようにお聞きをいたしておりますし、その後の施設の今後の在り方については、検討を進めているというように報告を受けております。

市におきましても、その方向性をお聞かせをいただきながら、相談などに応じて、協力できることがあれば、全面的にしっかりと対応していきたいというように考えております。

コロナ禍における観光の方向性につきましては、先ほど、午前中、一志議員の質問にもお答えをさせていただいたところでございますけれども、観光に対する人々の行動や価値観の変化に対応しながら、感染防止策を図りながら、さらに地域経済を継続していくという大変難しい課題ではございますが、安曇野あんしん旅をテーマに、市観光協会、商工会などが連携をして、これからも推し進めていきたいというように考えているところでございます。

また、コロナが終息すれば、インバウンドについても、終息状況を見極めながら、一定の時間が必要となると思いますけれども、徐々に回復してくるものと考えております。今から回復時に備えて、関係者の皆さん方、対応を考えていく必要があるというように認識をいたしております。

コロナ禍の観光旅行は、マイクロツーリズムが主流になって、国内

の需要を伸ばす必要があることから、事業者の皆さん自らの創意工夫を引き出す、そして、地域一体となって稼ぐ仕組みづくりを構築することが重要でありまして、安曇野あんしん旅プラン企画造成支援事業などによって、地域の具体的な取組を支援し、終息後のアフターコロナを見据えた持続可能な観光への展開を図っていかなければならぬというように考えております。

・文化財の保護についての見解を伺う。

【市長】

まず、市には、国や県、市指定の文化財が、おおよそ200件あるというように承知をいたしております。

そのほかに、埋蔵文化財包蔵地、いわゆる遺跡についても、およそ400か所があるというように聞いておりまして、記録保存のための調査で出土した遺物につきましては、文化財資料センターで収納しているところであります。

そのほか、郷土にまつわる貴重な資料や美術品などについては、博物館、資料館、美術館、文書館等で収蔵し、管理と活用を図っているところであります。

指定文化財につきましては、法令や条例によって、所有管理者が保全管理の義務を負うことを基本としておりますが、市でも保護策へ向けた指導、財政支援など、所有管理者と協力しながら保全を図ってまいります。

一方、未指定の文化財についても、地域の成り立ちを解明し、未来を創る重要な財産と捉えておりますので、地域の皆様方と共に保存と活用について考えていきたいというように捉えております。

・未指定文化財をどの程度掌握しているか。

【教育部長】

文化財の把握につきましては、これまでの旧町史・村史の記述や各種文化財調査、発掘調査などにより、各地域の文化財は、ある程度把握はしておりますが、それが全てということではございません。

例えば、安曇野市内には道祖神が600体以上あるというように捉えておりますけれども、そのほかの石造文化財を合わせますと、数千体に上るというように想定をしておりまして、そのほとんどが未指定の文化財ということになってしまいます。

また、生き物で申し上げますと、市内にはオオルリシジミに代表される希少種なども数多く存在しており、市で全てを把握することは大変難しい課題であるというように捉えております。

しかしながら、そうした地域に眠る文化財の掘り起こしは重要な作業であると考えておりますので、具体的な取組としましては、安曇野市文化財調査委員会で各地域の未指定文化財を把握し、文化財への指定候補案件とするための取組を進めております。現在、約120件の指定候補案件を把握しておりますので、平成24年から行ってまいりました安曇野の民家調査、また、平成29年からは、安曇平のお船祭りなどの調査を実施してきております。今後も継続して、さらなる把握に努めてまいりたいと考えております。

- ・文化財の防災上の観点から、文化庁の「文化財防災センター」や「信州資料ネット」との連携体制はどうなっているのか。

【教育部長】

近年は、毎年のように日本各地で大規模な地震や大規模な台風、豪雨等による自然災害が発生し、人々の生命・財産は無論、全国各地の文化財への被害も多数報告されております。

議員から御紹介がございました信州資料ネットでございますが、長野県教育委員会と市町村の文化財部局におきまして、文化財レスキュー・マニュアル策定に向けた懇談会が開催されるようになり、昨年度から、これまで5回開催をされております。本市からは、豊科郷土博物館の館長が県からの派遣依頼を受けまして、この懇談会に出席しております。

また、全国組織の全国歴史資料保存利用機関連絡協議会に加盟しております、昨年度は全国大会を、実は本市で行っているところであります。

また、この組織には、災害に遭った資料の救出に対応する調査研究委員会がございまして、被災した場合は救済のノウハウを持った専門者を全国的に募るといったことを目的とした組織体制となっております。

本年度は、7月4日の熊本県球磨川の氾濫で被災した人吉城の歴史館所蔵の古い植物標本の一部を豊科郷土博物館で引き取りまして、修復作業を行わせていただいたところであります。

また、平成29年の千曲市の県宝であります松田館の火災に際しましては、焼け跡からの資料の救出や保全に、本市の文化課職員が出向いて対応しております。

さらに、本市の博物館や文書館職員は、県で行われる被災資料等の修復の講習会に積極的に参加するなど、そのスキルの向上を図っております。

災害を受けた資料の保全は、災害に直面している市町村が単独で

実施することは難しく、関連する機関・団体との連携が不可欠だというように捉えております。

非常事態にそうした体制が迅速に図られるよう、関係機関との連携を図つてまいりたいというように考えております。

・防災体制（特に水害）においての体制は大丈夫か

安曇野市新市立博物館構想に、防災項目を追記すべきでは。

【教育部長】

新市立博物館構想における目的には、博物館等の再編整理と新市立博物館の在り方をまとめたものですというふうに書かれております。

したがいまして、防災上の記述は、施設の立地条件の中に、防災資料を保護するため、地震、風水害のような自然災害や火災のような人災の被害に遭いにくい場所を選ぶとだけの記述にとどまっております。

議員から御指摘いただきましたように、収集・保存事業の構想の中に、民家などに所蔵されている資料を万一災害が起きた際にレスキューができるよう、市内各地に残る資料の情報を収集しますとしてございます。

このことにつきましては、平成21年度から地域資料の収集を行ってきておりまして、それは文書館に引き継がれ、現在まで4万点の資料収集を行ってきております。

議員から、防災上の視点という大事な御指摘をいただきましたので、このことにつきましては、博物館等の再編整理と新市立博物館の検討事項に加えてまいりたいというように思っております。

・文化芸術部門の管理に多くのボランティアが携わっていると思われるが、このような方々に本市においての表彰規程等からも、もっと光を与えていただきたい。

【市長】

市におきましても、芸術文化に顕著な功績のあった方々への表彰は行ってはまいりました。

10月に行いました市制施行15周年記念式典におきましても、長年にわたって市内外の古文書資料の調査活動に取り組んできております穗高古文書勉強会の皆さん、そして、美術館や博物館の運営補助や地域の芸術文化の向上に寄与されてきました各施設の友の会の皆さん等に表彰状を贈ったところでございます。

重要文化財・曾根原家の住宅や、あるいは松尾寺の本堂を維持管理をされている所有者の皆さん方に対しましても、感謝状をお贈りさせ

ていただきました。

今後とも、地道に文化芸術の振興に携わる団体や市民の皆様方に光、を当てていく必要があるというように考えております。

○コロナ禍における協働活動及び、諸団体との連携について

- ・各種行事が、中止や縮小された影響と今後について（成人式の開催においての感染症対策をどのように行うのか）

【教育部長】

お尋ねの令和3年成人式につきましては、既に11月18日の議会全員協議会で御報告申し上げましたとおり、来年1月10日日曜日に開催を予定しております。

新型コロナウイルス感染症対策として、当日は密を避けるため、来賓の皆様の招待規模を縮小させていただくとともに、新成人の皆様を4つのグループに分け、受付時には、過去2週間以内の発熱や体調等に関する11項目のチェックシートを提出いただくこととしております。

加えまして、マスクの着用や検温、手指消毒、式典ごとの会場内の消毒など、感染症対策を十分に行った上で、グループごとに時間をずらして実施をいたします。

また、記念撮影では会話を控えていただくことをお願いし、整列時にはマスク着用のままで、撮影時のみ外していただくこととさせていただきます。

さらに、感染症予防の一環として、例年行われていた交流会は取りやめ、式典のみの開催にとどめることとさせていただきました。

・PTAや市民要望について

【教育部長】

毎年12月に、学校とPTA会長に対して、通学路等についての改善要望がある場合には、2月末までに各区の区長の皆様に要望書を提出いただくようお願いをしております。

のことから、こういった作業に先立ちまして、区長の皆様には、11月の区長会で地区PTAから改善要望が提出されることと、その取りまとめについてお願いする旨の説明をしているところでございます。

このことは、改善要望については地元区長から提出いただくという原則に沿った取扱いをしていただくということに加えまして、その地域においても、地区PTAの改善要望の内容を把握しているのか、あるいは、地区もその意向をしっかりと共有されているのかを確認して

	<p>いただくための作業というふうに考えております。</p> <p>今後も引き続き、こうした形でのお願いをしてまいりたいというようと考えております。</p>
遠藤 武文議員	<p>○学校給食センターの今後のあり方の説明の前に公会計化の進捗について説明がないことについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長答弁について 現状、どんな研究、検討をしているのか。 <p>【市長】</p> <p>遠藤議員御指摘のとおり、平成27年3月の議会において、小林純子議員のほうから質問を受けて、公会計について研究を進めるように担当部局へ指示を出したという答弁をさせていただきました。</p> <p>また、引き続き、平成30年12月の議会、山田幸与議員の質問に対して、現在、給食費会計の運営や経理状況について、公にできる方式を採用すべきではないかという質問でございまして、前向きに捉えていく課題であると答弁をさせていただいたところでございます。</p> <p>公会計化への取組につきましては、教育委員会の所管でございますので、教育委員会へ指示をしてあるところでございます。詳しくは担当部から説明をさせます。</p> <p>【教育部長】</p> <p>学校給食費会計の公会計化につきましては、令和4年度から公会計化に移行できるよう準備を行っております。公会計の業務のシステムにつきましては、今まで研究をさせていただいた中で、県内の他の自治体と共同利用ができる、安価であるなどの理由から、システムを絞らせていただき、来年度の当初予算で要求をさせていただいているところでございます。</p> <p>また、公会計の会計方式でございますけれども、しっかりと、まだ決定をしたわけではありませんけれども、学校給食には、収入としての給食費、支出としての食材費しかないため、特別会計を設けなくとも事業収支は明確であり、比較や説明はできるのではないかという視点、それから、特別会計とした場合に、給食費の徴収状況によって、食材購入のために一旦一般会計から借入れを行う事務が生じてくるということ、給食費の徴収状況、物価の動向などの要因にも左右されにくく、年間を通じて安定した献立の作成が可能になるという点では、一般会計が妥当ではないかということで、今のところ考えているということです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月の一般会計補正、給食費補助1,967万円について

【教育部長】

新型コロナウイルス感染症対策の市独自の支援策におきまして、5ヶ月分の給食費を補助として予算化しました。この1,967万円でございますけれども、一般会計のほうから支出をいただいたということでございますので、食材の調達先などを含め、あるいは給食費の決算資料などをホームページで公開をしてまいりたいというように考えております。

また、年間の給食費の調定額なども給食センター運営委員会のほうに提出をしておりますので、あるいは会議資料として公開をさせていただくようなことも検討させていただきたいと思います。

・給食費の保護者負担について

その法的根拠は何処にあるのか。保護者と契約しているのは誰か。

【教育部長】

給食費の保護者負担の法的根拠は、議員も先ほどおっしゃられたとおり、学校給食法第11条第2項に基づき、保護者の負担とさせていただいているところでございます。改めて、このことの正当性というものを検証するために、担当のほうから直接、文部科学省のほうに照会をさせていただいて、そのような解釈で間違いないというようなお答えをいただいてございます。

また、2点目でございますけれども、議員おっしゃられたとおり、給食費は民法上の私債権としておりまして、契約につきましては、保護者と学校給食センター長の間で結んでいるという状況でございます。

・未収金について

【教育部長】

文部科学省が平成28年度の学校給食費の徴収状況の調査をされたということで、今、議員から御説明のあったとおりであります。

その中で、学校給食費の未納額の総額という部分ですが、これが全体で4,153万9,000円あるということでございまして、これが単年度に生じた未納金なのか、それとも過去からの累積の額であるかということは、ちょっと、実は確認ができません。

ですので、一概に比較というと、難しい点があるのですけれども、改めて説明をいたしますと、本市の令和元年度単年度分の未収金は154万円でございました。全国平均と比べても、やはり若干多い状況ということは認識しております。

ただ、今年度、滞納整理をしっかりとやらせていただいた結果、元

年度の滞納分については、11月末現在で62万5,000円に縮減をすることができたということでございます。

- ・文科省が調査を行った572校の認識では、未納の原因について、保護者の責任感や規範意識が経済的事情を大きく上回っているが、本市においても同様の認識か。

【教育部長】

経済的な事情による未納世帯からは、就学援助費、児童手当、生活保護費の支給時に納付をいただいているところでございます。

学校の懇談会の折に納付の相談をさせていただいておりますけれども、その際の話からしますと、やはり納付意識の薄い世帯が多い状況であるという認識は持っております。

- ・未収金の回収について

回収不能になっている債権を何年にもわたって引き継いでいくことは、事務負担が増えるだけで合理的ではない。

時効が完成しているものについては債務免除すべきではないかと思うが。

【教育部長】

給食費の時効につきましては、議員お話のとおり、民法改正前の事項に係る未収金がございます。

給食費は現在のところ、私債権ですので、債権放棄等は民法上では免除に当たると考えております。

時効に係る未収金の免除については、どのような処理が適当なのかということについては、今後、法律の専門家等としっかり話をさせていただきたいと思っております。

また、それ以外の未収金につきましては、督促の回数を増やしたり納付相談の機会を増やすことによって滞納整理を強化しながら、滞納額の縮減が図られるよう努めてまいります。

- ・悪質な滞納がある場合は一括請求するとしておけば、未納を防ぐことに、ある程度の効果が期待できるのではないか。

【教育部長】

法上の期限の利益を逸した場合でございますけれども、一括請求ができるのではないかというふうに考えることはあろうかと思いますけれども、ただ、将来的に、お子さんが給食を食べていない部分についての費用も一括して徴収するというようなことになってしましますので、学校給食という性格上、このことは適当ではないというよう

に考えております。

- ・本市の場合、児童手当の申出徵収を案内した場合に、難なく同意を得られいるのか。

【教育部長】

今現在の状況で申し上げますと、児童手当からの申出徵収につきましては、今は滞納されている方のみに適用させていただいております。

この結果、約6割の方から同意をいただいているという状況でございます。

- ・滞納していない方が児童手当のほうから天引きしてくれというような話があった場合は対応できるのか。

【教育部長】

対応は可能だと考えておりまし、公会計化に伴いまして、さらに児童手当からの申出徵収につきましては、保護者の皆様に勧めてまいりたいと考えております。

- ・督促は誰の名前で、どのような方法で行っているのか。

【教育部長】

督促につきましては、安曇野市学校給食センター所長名によって、4センター分を一括して、滞納世帯へ毎月督促状を送付しているということでございます。

- ・延滞している者について、法定利率を課して督促しているのか。

【教育部長】

給食費についてでございますけれども、督促に当たっては、法定利率については条例で定めていないものですから、これは付すわけにはいかないということになります。

念のため、近隣市等にもお聞きをしたところ、いずれも付してはいないというようなことでございました。

- ・督促に関しても給食センター長の名前で、契約も給食センター長が契約をしているということなので、給食費については、そういった滞納があつても、市長名義で法的な措置を取ることができないということで、裁判上の請求をするには、給食センター長の個人名によるしかないと思われる。そうすると、設置者である市が枠外に置かれてしまい、法的措置が取りにくくて、時効中斷もで

きないかと思うが、給食センター長の個人名の債権になってしまふということで、いろいろ不都合があるのでないか。

【教育部長】

旧文部省のいわゆる行政実例におきましては、そもそも学校長に行わせることができるという、いわゆる一定の裁量権を認めたと解釈しておりますけれども、それについて本市では、給食センター長にそれを行わせているということでございますので、この辺のあたりも、地方自治法を所管している総務省でもいろいろ御指摘があったという認識をしておりますので、こういった結果によって、そこら辺の透明性というのは図ってまいらなくちゃいけないというように考えております。

- ・給食費では債権管理条例の適用もないということで、債権を誰が管理しているのか。

【教育部長】

これは設置者、これは教育委員会というふうに言い換えてよろしいかと思いますけれども、現在は、センター長がこれを行っているという状況でございます。

- ・私会計の違法性について

公会計に移行するまでの間、総務省の見解等からすると、給食費を公費と見ても私費と見ても、違法状態が継続することになると思うが、この状況をどう考えているか。

【教育部長】

議員から御説明があったとおりでございます。保護者が負担する学校給食費を市の歳入とする必要はない、教育委員会が学校給食費を集め、管理することは差し支えないという旧文部省の行政実例に沿つて、現在事務を行っているという状況でございます。

それ以後、これを変更するような実例はないと理解をしております。

また、総務省では、今議員から御指摘があったとおり、総務省から違法性が問われておりますけれども、御存じのとおり、地方自治法は一般法でございまして、学校給食法は特別法、個別法という位置づけでございます。

少し判例を探してみましたけれども、やはり裁判所の判例によりますと、結論的には、学校給食の会計方式の選択は各市町村に委ねられているというような判示がされておりますので、これに沿って行うとともに、公金の管理は引き続き徹底を図っていきたいと思います。

- ・学校給食センターの今後の方針についての市民説明会において、地産地消がどう守られるのかという不安の声が聞かれたときに、公会計の話が出てもよかつたのではないか。
その時に説明が無かつたのはどうしてか。

【教育部長】

今般開かせていただいた給食センター説明会は、昨年5月に開かせていただいた第1回目にいただいた御意見について、主に答えるという趣旨でやらせていただきました。

公会計につきましても、まだ議会等への御報告が遅れているということもあるって、市民説明会において公会計の話を持ち出しても、なかなか混乱といいますか、分かりづらい点があるのではないかということ、その点はあえて控えさせていただいたということでございます。

- ・自治法に照らすと、給食費が私会計になっていることは、旧文部省の通知の存在を前提にしても、グレーというか、合法的ではないという気がする。

そうすると、財政民主主義の確立という点で容認できないことではないかという気もする。

私会計では議会の審議が必要ないので、学校給食の透明性や合理性が担保されるのか疑問であり、食材の購入は随意契約のため、より透明性が確保され、広く市民の声が反映されるべきだと思われる。

教育長に、公会計化に移行するということで、公会計化についてどう捉えているか、御教示願う。

【教育長】

まず、公会計化をどのように捉えているかとの御質問でございますけれども、公会計化により、学校給食費負担の公平性、給食費会計の一層の透明性の確保、会計事務の効率化が図られるものと考えております。

これにより、議会において、学校給食費の予算決算を審議していただけるようになります。また、食材購入に係る透明性の確保や市民の声の反映につきましては、入札により食材を購入していること、安曇野市学校給食センター運営委員会に諮って意見を伺っていることは、それに当たると考えております。

- ・学校徴収金には、教材補助費とか修学旅行費など、給食費以外の

	<p>ものもあるが、これらについても、いずれは公会計化すべきと思うが、いかがか。</p> <p>【教育長】</p> <p>補助教材、給食旅行費、他の学校徴収金の公会計化につきましては、まずは学校給食費の公会計化にしっかりと取り組んで、その後、研究をしてまいりたいと考えております。</p>
小林 陽子議員	<p>○市の社会インフラとしての I C T 化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I C T 化を市として、どのように取り組むのか。 <p>そこには、市として抱える課題は何か、その対策として、 I C T 化が有効であるといった流れもあれば踏まえて御回答いただきたい。</p> <p>【市長】</p> <p>I C T 化の課題でございますが、それぞれ議員の質問にも答えてきたところでございます。</p> <p>I C T を活用する D X について、今、県が戦略として推進を目指しているところでございます。国の動向といたしましては、ポストコロナ時代の新しい未来を目指して、デジタル強靭化に向けた社会基盤の整備、規制の見直しについて、働き方・暮らし改革、学び改革、 G I G A スクール構想の加速や書面押印、対面主義など、規制を目指した動きも見られるところであります。</p> <p>これからは一層、各自治体の効率化、住民の利便性、企業の活力向上を図るために自治体が取り組むべき施策及び総務省等による促進施策が具体的に示されてくるというようにお聞きをいたしております。</p> <p>長野県 D X 戦略策定と同時に立ち上げられた長野県先端技術推進協議会へ、安曇野市も参加をしております。県及び県内の各市町村とも情報を共有しながら、進めてまいりたいというように思います。</p> <p>これから施設に後れを取らないということは重要でありますけれども、あくまでもデジタル化は、市民を行政をつなぐものとして、人と人とのつながりや絆、支え合い、助け合いとよく言われておりますけれども、こういった地域づくりを大切にしながら、デジタルによる変革を進めていかなければならないというように考えております。</p> <p>今までも、いろいろな情報機器、例えばパソコン等も導入をしてきたところでございますが、必ずしも人員削減にはつながっていないという実情もございます。</p> <p>これから情報の流出等にも十分気をつけて、ウイルス対策等も、専門的な知識を持った人材の育成や民間の技術者の力をいただくというようなことも考えていかなければいけない、そんな時代だという</p>

ように捉えております。

- ・ I C T 化を確実に推進する拠点や体制づくりをどのように考へているか。

【教育部長】

昨年末に国から打ち出された G I G A スクール構想もございまして、教育分野における I C T 関連の整備は大きく進んでいる状況でございます。

今回の整備では、専門的知識が求められる機会も多々あり、政策部とも情報を共有しながら進めてきているところでございます。

御指摘のとおり、機器の整備だけでは I C T 化は進まないというよう理解をしておりまして、活用度を上げるために、やはり使い手の技能を高める必要がございますけれども、なかなか個々の努力だけでは、限界があろうかというように感じております。

そのため、端末導入時には、グーグル社が作成をいたしましたキックスタートプログラム、それから、国が位置づけている G I G A スクールサポーターを活用した研修を教職員に対して実施することとしております。

また、中長期的かつ具体的な内容に対する支援としましては、 I C T 支援員は教職員のつまずきへの対応と情報共有が可能な大きな助けになることから、人材の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

加えまして、学校と教育委員会事務局からなる検討の場を設けさせていただいて、現状と今後の諸課題の把握と解決を隨時図ってまいりたいと考えております。

- ・市民の I C T リテラシー向上のための対策を問う。

【教育部長】

教育部におきましては、平成30年度から松本大学の協力を得まして、 I C T への興味や理解を深めていく機会として、小学生の親子を対象とした親子プログラミング教室を開催しており、本年度は10月から2月にかけ、4日間の予定で進めているところでございます。

例年ですと100組以上の申込みがありまして、非常に人気の高い講座ですので、このようなコロナ禍ではございますけれども、今後も何とか継続して開催を考えているところでございます。

また、昨日の平林徳子議員へのお答えと重複いたしますけれども、明科公民館ではこの11月に、タブレットの使い方や S N S の活用方法などについて学ぶための I C T 講座を開催しております。

	<p>堀金公民館でも、来年の1月に同様の講座を予定しております。Wi-Fiや機器の利用など接続環境については、政策部とも調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。</p> <p>来年度は、引き続き5地域の公民館事業として、ICTについて学ぶ機会を重点施策に位置づけたいと考えております。今後も市民を対象とした、こうした講座の開催に努めてまいりたいというように考えております。</p>
林 孝彦議員	<p>○新型コロナ禍の経済的、心理的、精神的影響の分析と対応策について ・新型コロナ禍の経済的、心理的、精神的影響の分析と対応策を要望目標と取り組みはいかがか。</p> <p>【教育長】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大が深刻化する中、学校では感染しない、させないという強い決意を持って、日々、感染症対策に一層力を入れております。</p> <p>児童生徒や教職員は、緊張した生活が長期間続き、ストレスも相当あるだろうと推察しているところでございます。</p> <p>教育活動を継続する際、人ととの触れ合い、つながりが何よりも必要である教育の実践に、密を避け、マスクを着用しなければならないことは、互いの表情や思いを伝え合ったり、読み取ったりすることが難しく、大変つらくな事態です。</p> <p>これに対して、市教育委員会からは、ストレスや不安を少しでも軽減させるためにも、感染症対策を講じつつ、感じていることや考えていることを語る場、困っていることや悩んでいることを相談できる環境を整えること、また、教師は子供の声を聞き、心身の状況に常に気を配り、一人一人の心に寄り添った教育が行われるよう、指導や助言をしてきております。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷が起きないよう、人権教育をはじめ、日常的に思いやりや、相手の身になって考えることのできる温かい人間性の教育にも引き続き取り組んでまいります。</p> <p>・うつ、引きこもり、不登校、いじめ、児童虐待、自殺の防止対策を要望</p> <p>現状と今後の取り組みについて</p> <p>【教育部長】</p> <p>小・中学校の不登校の状況でございますが、昨年度の同時期と比較をしてみると、数字的には同程度であり、ほぼ変わりはございません。</p>

また、いじめにつきましては、各学校で学校生活アンケートなどを用いまして、児童生徒の心のうちがつかめるように取組を重ねてきております。

新型コロナウイルス感染症との因果関係があるかどうかについては、明確なことは分かっておりません。しかしながら、この感染症への対応が長く続けば続くほど、様々な場面で影響が出てくることを危惧しております。子供たちの様子をよく見て、小さな変化を見逃さないように努めていくことが必要だと考えておりまして、子供たちや保護者が教職員やスクールカウンセラーと懇談できる機会を引き続き設けてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症に関しては、どの学校でも陽性者や濃厚接触者がいる可能性がございますので、誹謗中傷等が起こらないよう、先ほど教育長も申し上げましたとおり、人権教育の取組を進めるなどを引き続き学校に働きかけてまいります。

また、現在も行っていますが、福祉部など他部局や、あるいは関係機関との連携を取りながら対応していくことが、大変重要であるというふうに考えております。

○福祉医療、高齢者・障がい者福祉、学校教育・社会教育の向上について

・福祉医療、高齢者・障害者福祉、学校教育・社会教育の向上を希望するが、目標と取組はいかがか。

【教育長】

それでは、私から学校教育・社会教育の目標と取組についてお答えいたします。

平成30年12月18日に開催いたしました市総合教育会議におきまして、安曇野市教育大綱を改定いたしました。

その中で、7つの基本方針を定め、その一つに、生涯の各段階に応じた学習機会を充実させ、生きがいを持って地域社会で活躍できる生涯学習社会の構築を図ることを掲げております。

この目標のための取組として、学校教育との関連で例を挙げますと、地域と共につくる学校づくりを行う仕組みである安曇野市コミュニティ・スクールを導入し、その充実を図ってきたことが挙げられます。

本年度は多くの活動が中止を余儀なくされましたが、今後は、保護者や地域の方々がこれまで以上に学校に気軽に足を運んでいただき、自身の経験や知識を子供たちに伝えていただく機会を増やし、やりがいや生きがいにつながる社会教育の場、生涯学習となるよう、活性化

に取り組んでまいります。また、このことが特色ある教育、魅力ある学校づくりにつながることを期待しております。

- ・G I G Aスクール・オンライン教育とユネスコスクールの促進を要望するが、現状と今後の取り組みはいかがか。

【教育部長】

まず、G I G Aスクール構想につきましては、令和元年12月13日の閣議決定からちょうど1年を迎えます。

本市の進捗状況でございますが、市内全ての小・中学校の高速ネットワーク工事はこの3月上旬の完了を、1人1台の学習用端末の調達は中学1年から3年、小学校4年から6年の6学年分の機器は導入のめどがついております。既に契約を済ませまして、これも来年3月上旬以降の納品予定として進めております。

なお、小学校1年から3年までの3学年分につきましては、来年度の前半には納品となるよう事務を進めさせていただいているところでございます。

端末を家庭へ持ち帰って学習などに使うということにつきましては、このことはあくまでG I G Aスクール構想における端末の臨時的な活用の形であるというように考えております。学校における授業での活用を最優先にしていきたいと考えております。

来年度から1人1台の端末の使用が開始されるわけですが、一つ一つ課題を解決しながら、効果的な活用を目指してまいりたいと考えております。

次に、端末の貸与方法についてでございますけれども、子供たちがそれぞれ決まった端末を使用することが、管理上望ましいものというように考えております。今回導入する機器の特徴の一つとして、個々の端末内には個人の設定は記録されず、一人一人に用意するアカウントにより管理をすることを考えております。アカウントの入力によりまして、どの端末でもアカウント専用の設定となる仕組みになっております。

なお、オンライン学習という点でございますけれども、家庭における自主学習用のソフトウェアでありますeライブラリアドバンスというものを、この12月末までに市内全ての小・中学校に設定が完了する予定でございまして、使用ができる見込みとなっております。

続いて、ユネスコスクールについてお答えをいたします。

安曇野市では、豊科南小学校が市内小・中学校のトップランナーとして、ユネスコスクールのチャレンジ期間が終了しております。また、豊科北小学校も、それに続こうということで実践を重ねていただいて

	<p>おりまして、市全体でサポート体制を取りながら、支援を行っているところでございます。</p> <p>御存じのとおり、豊科南小学校では、約20年前から拾ヶ堰の美化活動である拾ヶ堰クリーン大作戦を行っております。堰の水は、やがて海につながり、世界につながることを子供たちに意識させるように働きかけながら活動しております。SDGs 17の目標の一つである海の豊かさを守ろうの実践として位置づけております。</p> <p>今年は、堀金小学校でも拾ヶ堰クリーン大作戦を行いました。このような環境を守ろうとする学習は徐々に広がりつつあります。</p> <p>日本ユネスコ国内委員会によりますと、現在、ユネスコスクールの審査基準の見直し等により、新規加盟登録及び加盟申請の手続が一時中断となっております。それぞれ学校が進めていただいているこの取組を、ぜひ議員からも見守っていただき、御支援を賜れればというように思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GIGAスクール構想とオンライン教育に関しては、ハード面の整備と同時に、ソフト面の整備なり準備が大切。教職員の研修等に関しては、どのような形で進んでいるか。 <p>【教育部長】</p> <p>これまでにも答弁をさせていただいておりますとおり、まず機器の操作についての研修、それから、それを学校教育、授業づくりにどう生かしていくかとの研修、これを両輪として考えておりますので、これにつきましては、人材の確保をして、しっかりと取り組んでまいりたいというように考えております。</p>
井出 勝正議員	<p>○新型コロナウイルス感染拡大に対応する取り組みとして、市内事業者を支援する「固定資産税」の減免を前倒し実施はできないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学援助の状況について 実状と今後の対応 <p>【教育部長】</p> <p>小学校と中学校合わせて、11月30日現在で795名の児童生徒の御家庭を支給対象に認定させていただいております。</p> <p>これは全児童生徒数の10.8%に当たりますが、人数的には例年と比較して大きな変化はございません。</p> <p>就学援助費の申請手続においては、事業の趣旨を踏まえまして、就学援助制度の案内通知は従来から、全ての児童生徒の御家庭に届くよう、学校を通じて配布をしてきております。</p> <p>本年度の場合、3月24日に学校に配布をお願いし、4月6日付で各御家庭のほうに届くようにお願いをしてございます。また、本年度か</p>

ら、できるだけ申請書の様式の簡略化を図ってきておりまして、それによって提出数を上げたいというようにも考えております。

また、申請受付は、年度当初の申請期間後も、この12月末まで受け付けております。このことも、広報、ホームページの記載などで周知に努めているところでございます。

支給認定をする際には所得審査を行っておりますが、前年に比べて著しく所得が減少した御家庭に対して、現在の収入状況を配慮した再審査の機会についても設けさせていただいております。

○黒沢川上流に建設が始まった調節池を地下水のかん養や陸上競技、スケボー競技の練習場施設に利用できないか。

・スケートボードができる場所に活用することを提案する。

この調節池の活用については、先ほど来、各部長が答えたとおりでございますが、私は大門沢の状況は、十分には現地を見てございませんので分かりませんが、ただ、大門沢のウォーターフィールドとは違って、調節池は底面を底張りにするということであります。なぜ底張りにするかということで、以前お聞きをしたところ、維持管理費が非常に大変だと。広い面積になって、草木等が繁茂する可能性がある、この維持管理が大変だということから、底張りをするというようなことをお聞きしております。

この黒沢川の調節池については、御案内のとおり、かつて黒沢ダム、生活貯水池ということでございましたが、田中県政時代の脱ダム宣言によって断念をせざるを得なくなった経過がございまして、調節池という代替案が出てきたわけでございます。調節池の底面を底張りするために、平らな部分が少ないというようにお聞きをいたしております。

調節池の活用につきましては、都市建設部長の答弁にありましたように、洞合公園を含めて、調節池周辺の活用方法については、府内関係部局と検討し、県と調整を図っていきたいというように思っております。

提案のございましたスケートボードの施設については、現在建設中であります市の総合体育館の整備に合わせまして、拡張した公園敷地内に練習をする施設を設置することになって、そんな計画が進んでおります。この施設は、市で初めてのスケートボード専用練習場となりますので、愛好者の皆さん方には、この施設を有効に活用していただければというように思っております。

また、地下水涵養については、私も現地を見せていただいて、今、建設事務所で進めていただけるということになっておりますけれど

	<p>も、河川の流域面積をもっと広げる、そして、河川内の立木を整備をしながら、しゅんせつを進めていただけるということでございますので、浸透面積は幅広くなる。</p> <p>それによって涵養が促進されるのではないかという思いがございますし、広域排水路が、今農政の関係でございますが、いずれ黒沢川が完成をすれば、一級河川として県が広域排水路を管理することになります。</p> <p>こここのところへ若干仕切りを入れて、水をためながら浸透ができるのかどうか、市民生活部長がお答えをしたように、県には投げかけてございますし、今後協議を進めていきたいというように考えております。</p>
松枝 功議員	<p>○「たくましい安曇野の子ども」はどう育むのか。 ・「たくましい安曇野の子ども」とは、どんな子どもなのか。 【教育長】</p> <p>「たくましい安曇野の子ども」について、経緯も含めて説明をさせていただきます。</p> <p>安曇野市教育委員会では、市が誕生して10年を迎えたタイミングで、市としてどういう子供を育てたいかを明確にする必要があると考えました。</p> <p>その結果、体を使う体験や経験をもっと積ませたい、自分の頭でしつかりと考え判断できる子供に育てたい、読書などを通じて心豊かな子供に育てたい、このような願いが幾つか出てまいりました。</p> <p>そして、最終的にそれを誰もが覚えられる短い言葉に表したいということで、「たくましい安曇野の子ども」が誕生いたしました。平成27年4月の基本方針の第1に掲げたところでございます。</p> <p>その際、私たちが願っている具体的な姿が、安曇野市出身の臼井吉見先生が昭和42年に中学生諸君に望むという講演会の中で語った、「体を動かし、頭で考え、心に感ずる」、この言葉に凝縮されていると、このように捉えまして、そのフレーズを添えることといたしました。</p> <p>その後、平成30年12月に開かれた市総合教育会議において、安曇野市教育大綱の改訂版を定めましたけれども、改めてそこへ位置づけたところでございます。</p> <p>端的にということでござりますれば、安曇野市が育てたい子供像は、「体を動かし、頭で考え、心に感ずる、たくましい安曇野の子ども」でございます。</p>

・「たくましい安曇野の子ども」を育むための、基本的な考えは「たくましい安曇野の子ども」に迫るため、17 小・中学校に対しては、毎年もう少し角度づけた目標設定をしております。本年度は、目指す具体的な児童生徒、教職員、学校の姿を、自ら動く児童生徒、学び続ける教師、地域へ飛び出す地域との連携を強める学校と定め、令和2 年度の安曇野市学校教育グランドデザインに位置づけました。各小・中学校は、ここに示した市の目指す教育方針を共有し、それぞれの学校教育目標との関連も明確にし、全教育活動を通じて「たくましい安曇野の子ども」を目指して、その育成に取り組んでいただいているります。

・生涯学習の面ではどんな取組があるのか。具体的なものがあるのか。

【教育長】

学校に対しては、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、安曇野市の子供は地域の皆様と共に、市全体で育っていくものと捉えています。その一番大きなものとして位置づけているのは、コミュニティスクール事業でございます。

これについては、「広報あづみの」等を通じて協力のお願いをさせていただいて、皆様と共にたくましい安曇野を育てたいということをお願いしております。

今年は残念ながら活動が制限されておりますけれども、子供たちは幅広い年齢層の地域の方々から、様々な体験を通じた学習を実現させていただいていると、また地域の皆様方も、子供たちと交流ができる、培ってきた技術や経験を生かして伝えることができた、また、そのやりがいを感じるとか、生きがいにも通じるというようなありがたいお言葉をいただいているところでございます。

さらに、今後取り組むこととしたしましては、できれば学校に直接関わっていない地域の皆様方も、常日頃、登校する子供たちを見守っていただいたり、また声をかけたりしていただいているわけで、地域全体で子供を育てたいという機運を高めるという意味でも、安曇野市総ぐるみで「たくましい安曇野の子ども」を育てるんだという意識を持っていただければうれしいなど、こんなふうに思っております。

冒頭、松枝議員もおっしゃいましたように、「たくましい安曇野の子ども」はいろいろなことがイメージできるとおっしゃっていただいたんですけども、そのことも狙いの一つでありまして、例えば我が家のかたくましい子供、あるいはこの地域で育てたいたくましい子供、そんな議論をしていただく中で、我が家はお手伝いをうんとできるた

くましい子供にしようじゃないかとか、この地域の挨拶をもっともつと盛んにして、そういうことを通したたくましい子供を育てたい、そんなようなそれぞれの目標を定めて実践していただくことも、これから安曇野市全体が盛り上がるという意味では必要かなと、そんなことを感じております。

- ・「たくましい安曇野の子ども」を育てるに当たって、具体的にどうしたらしいのか、ヒントみたいなものでもいいので、市民に何とかアナウンスしていただくようなことができたら、お聞きしたい。

【教育長】

私ども教育委員会では、現在、人口減少、そして子供の数も次第に減ってくるという中にあって、それぞれの学校がどのように活力を持った学校として、これからも維持できるのか、そんなことを地域の皆様と共に議論をしていきたいということで、その土台となります将来構想案を、今、教育委員会内に教育委員協議会を設けて議論をしているところでございます。その過程の中で、このコロナ禍でございますので、大規模な意見をいただく集会を開くことは難しかったものですから、様々な地域の皆様方と意見交換をする機会を設けてまいりました。

そういうところで、これから安曇野市の教育、どんなふうにあつたらしいか、どういう学校を期待するか、そんなことの御意見を様々聞いておりますけれども、先ほど松枝議員がおっしゃっていただいたようなことも含めて、いろんな御指摘をいただいてまいりました。

これからその案を取りまとめて公表し、さらにまたいろいろな角度から御意見をいただきたいと思うもんですから、そういう中で、最も上に位置づけている「たくましい安曇野の子ども」に向けて、それぞれどういうことを期待されているのか、そして教育委員会は何ができるのか、そんなことを整理していきたいなと思っております。

- ・現在の「就学時を境にした教育委員会と福祉部局の分担」の評価、今後の方向

【教育長】

平成27年度にスタートいたしました子ども・子育て支援制度に伴う認定こども園化と幼保一元化の議論、そして福祉部所管だった児童クラブの施設規模拡大の問題など、様々な解決すべき課題があった中で、これらを解決すべく現在の組織体制に移行したということでございまして、議員御指摘のとおりでございます。

その業務分担により、今まで来ているわけですけれども、円滑な

業務推進が図られているというふうに認識をしております。一方で、1人の子供が生まれてから就学、就労までの連続した成長、これを切れ目なく支援していくということも極めて必要なことでございます。そのために、市教育委員会と関係部局とのさらなる情報共有と連携は必要であるという認識をしております。

具体的な取組としては、平成30年度7月の市総合教育会議におきまして、福祉部、保健医療部の幹部職員も出席して、市長と教育委員会が、特別な配慮を要する子供の乳幼児期から18歳までの切れ目ない支援についてをテーマに議論をいたしました。

支援策について、担当部署で情報共有と連携を強化していくことで、方向性を定めた経緯がございます。市教育委員会といたしましては、安曇野市教育大綱の基本理念、「子どもが健やかに育ち、生涯を通じて学び合い、文化を創り育むまちを築きます」このことを具現するために、今後も福祉部局とはしっかりと連携をしてまいりたいと考えております。

・市が他自治体に先行して精力的に取り組んでいる認定こども園での「信州やまほいく」の取組について、市の豊かな自然の中で「やまほいく」で育まれた子供たちが、小学校へ上がってからも、「やまほいく」で培った素養をさらに伸ばせる仕組みといったものが、私はあってほしいなと思うが、その辺、小学校の教育の中でどのように対応しているか。

【教育長】

安曇野市教育大綱の基本方針の一つに、「安曇野の自然や人の中で、豊かな体験や交流を通して人間形成を図る保育・教育に取り組む」と定めています。

これはまさに「信州やまほいく」の理念を就学前から、そして就学後まで、保育・教育の場にきちんと位置づけたものと、それを意識してこういう方針を定めているわけでございますけれども、位置づけております。

先ほども御説明いたしましたように、現在、市教育委員会では、今後の活力ある学校の在り方を検討する中で、全ての小・中学校を対象とした小中一貫教育の導入を検討しております。

そこに認定こども園なども加えて、幼保・小・中の連続、一貫した教育の中に、「信州やまほいく」で育った子供たちをどのように引き継いで伸ばしていくか、これをもう少し明確にしていくようにしたいと考えております。

本年度は、明北小学校、明南小学校、明科中学校、まさに議員さん

のお膝元でございますけれども、その学校を市の中小一貫教育の研究指定校といたしました。

これは、この3校の校長先生方がぜひやらしてくれということで、手を挙げていただいたわけですけれども、この中で、明科南、そして北認定こども園の具体的な連携の在り方も検討していただくようになっております。少し研究のスタートが遅れてしまったわけですけれども、この研究の成果を期待しているところでございます。

- 放課後児童クラブと放課後子ども教室は、現在、市ではこの両事業を教育委員会が担当している。平成26年9月議会において、当時の教育長と部長から、特に児童クラブの小学校施設内での実施を進める中での両事業の連携の必要性の答弁がなされてるが、その答弁の趣旨について、今現在もその方向は継承されているのか。また、現在の状況はどうなのか、進展はあったのかについて聞きたい。

【教育長】

放課後児童クラブの学校内設置につきましては、現在、豊科南小、豊科東小、穂高北小、穂高西小、三郷小の5つの小学校において、余裕教室を活用した児童クラブを開設しております。議員御指摘の平成26年9月に御質問をいただいたときから2校の増ということになっております。

この間、将来の児童数の推計に加え、平成30年度に学校へのアンケート調査を行い、昨年度は実際に全ての学校を訪問して、活用できる教室はないか等の調査も行ってまいりました。

その結果、今すぐに使える教室の確保は困難であるということが判明いたしました。児童数が減少しているのにどうしてかと思われるかもしれませんけれども、この背景には、児童クラブの利用希望者が増加傾向にあるということ、もう一つは、児童数が減少しても、特別支援学級が増加していることから、児童クラブに使用できる教室がなかなか生まれてこないという、こういう事情もございます。

しかしながら、児童クラブは小学校内に設置することが望ましいと考えておりますので、今後も学校をはじめ、児童クラブの指定管理者とも協議を重ねながら進めてまいりたいと思っております。

- 「学校教育」と「社会教育」との間に感じる「高い敷居」のようなものがある気がするが、「たくましい安曇野の子ども」を育もうと、総ぐるみで取り組もうとする今、教育委員会はどうするのか。対応策を伺う。

【教育長】

議員が御指摘になられた学校教育と社会教育の何か敷居のようなものということで、私が思い浮かぶことが一つございまして、それは、学校教職員が児童クラブに対して持っている意識のことです。

つまり、放課後児童クラブは、学校が終わってから行くところだから、学校教育とは切り離された存在だというような捉えがないかどうかということが、少し気になっております。

そこで、少し具体的なことをお話しさせていただきますと、今般のコロナ禍による一斉臨時休業の際ですけれども、子供の安全の確保と、保護者が安心して子供を預けて仕事に行けるということを考慮いたしまして、今までやったことがなかったんですが、初めて小学校での児童預かりも実施いたしました。

そのときに、文部科学省、厚生労働省、これまで学校教育と所管が違ってきたわけですけれども、その両省から学校教職員が児童クラブ等の業務に積極的に当たるようにというような通達もございまして、ぜひ本市ではその受入れを積極的に行うという判断をいたしました。

感染症対策を取りながら、緊急時の対応として、学校教職員、それだけでは足りなくて、民生児童委員さん等も御協力いただいて、休業中、一般の児童は登校しないときに、児童預かりを学校で行ったということでございます。非常に多数の人数を受け入れました。

学校教職員にとっては、これまで教室で授業を教えた経験はあるわけですけれども、児童クラブで子供の相手をするということは、ほとんどが初めての経験でございました。

その中では、教室で見せる姿と全く違う、同じ子供が全く違う姿を見せるということに、大変驚いたという反応であるとか、児童クラブの運営というのがこんなに大変なものだったんだということを学ぶなど、大変ある意味、教職員にとっての異業種体験ができることでもあったと思います。

これを機に、今後も学校現場と児童クラブ等の課題を共有することとか、1人の子供が違う場所でいろんな人から見てもらっているということをお互いが理解して、1人の子供を多角的に見るといいますか、そんなことも非常に大切なことだなということを改めて認識をいたしました。

その敷居とかいう答えになったかどうか分からぬのですけれども、そういうものは少しでも低くすべきだというふうに考えております。

・「コミュニティスクール」の成果と課題について
今後の方向、特に進め方について、教育長の思いを伺いたい。

【教育長】

このコミュニティスクールでございますけれども、安曇野市では、その先駆けになる安曇野市学校支援地域本部事業というのを平成21年度から取り入れてまいりましたので、かれこれ10年以上続けてまいっている活動でございます。

その結果、これまでたくさんの方々に、児童生徒や教職員の支援をしていただきました。子供たちは社会で生き抜く力、ふるさと安曇野への愛着や誇り、そして学ぶ楽しさなどを具体的に教えてもらってまいりました。

同時に地域の方々にも、御自身、やりがいや生きがいを持って学校と関わっていただいているというのは、先ほどのとおりでございます。

一方で、10年を経て何も問題がないかというと、そうでもなくて、地域の方々からは、まだまだ学校の敷居は高いように感じるだとか、自分が持っている経験や知識をもっと子供に伝えたいんだというようなお話を伺っておりますし、学校教職員も、いつでも困ったときに来ていただけるような柔軟な仕組みが欲しいというような御意見も頂戴しております。

そこで、今後一層の活性化を図るために、どうしたらいいかというのを今検討しているところでございます。

具体的には、各学校に、学校運営協議会制度というのが、国が推奨しているコミュニティスクールの形なんですけれども、そんなものも導入することを検討しながら、今後の活性化の方策を考えていきたいと思っているところでございます。

○御宝田水のふるさと公園の豪雨災害からの復旧について

7月豪雨による被災の状況と、復旧方針について

【教育部長】

教育部が補助執行により管理をしております御宝田水のふるさと公園マレットゴルフ場、グラウンドについて、被害状況とその後の経過につきまして御説明を申し上げます。

今般の豪雨によりまして、河川が増水し、施設内を数日間水が流れている影響で、表土が流され、地面が削られ、地表の石がむき出しになっている状況でございました。特にマレットゴルフ場の被害がひどく、コースの原形をとどめていないようなところもございます。

このような状況の中、本年8月下旬に、関係の皆様にお集まりをい

ただき、現場の確認とともに打合せをさせていただいているところでございます。

その後、9月下旬には、御宝田水のふるさと公園マレットゴルフ場の指定管理者をしていただいております御宝田マレットゴルフクラブから、水害復旧に関する要望書が提出をされました。

そのときに、こちらからの話として、代替地、代替コースの提案でありますとか、マレットゴルフ場の復旧には、土砂の購入だけでも多額の費用を要するということを御説明をさせていただきました。

何よりも、上流から水が浸入しないよう、防護の整備をしないと、今後も同様な被害が起こる可能性がございますので、この整備にも多額の費用と河川管理者の許可が必要になるということも併せて説明をさせていただきました。

その後、10月上旬でございますが、御宝田マレットゴルフクラブの役員の皆様が来庁をいただきまして、前回復旧の要望書を提出したけれども、多額の復旧費用、あるいはマレットゴルフクラブの役員高齢化などにも鑑みて、ここでマレットゴルフ場の運営をやめ、クラブも解散したいとの御相談をいただきました。

改めて申し上げますと、過去の御宝田マレットゴルフ場の復旧費用でございますが、平成18年7月の梅雨豪雨では、公園全体で約1,350万円、それから、平成29年から令和元年まで、毎年発生している水害では、94万円程度の費用がかかっており、合わせますと1,444万円の復旧費用がかかっているという状況がございます。

このような状況でございますので、マレットゴルフ場の整備につきましては、今後の公園の防護整備計画も踏まえ、復旧に係る経費、施設の管理体制等を十分考慮し、方向性を決めていく必要があるものというように認識をしております。

・公園利用者や、今後のイベント等への対応について

今回、この御宝田マレットゴルフ場は多大な被害を受けております。毎年河川増水による被害を受けておりますので、復旧するためには根本的な浸水防止対策を講じることが不可欠であるというように考えております。

この対策につきましては、河川管理者である国との協議、ワサビ関係者、漁業関係者との調整も必要となってまいりますので、復旧については難しい課題があるというように考えております。

そういうことから、近くの上押野親水公園マレットゴルフ場でありますとか、市内各所にありますマレットゴルフ場への御利用をお願いしたいというように考えております。

また、今後の御宝田カレットゴルフ場の復旧につきましては、利用者の皆さんや地元の方に御宝田マレットゴルフ場の状況を説明する中で、御理解をいただきたいというように考えております。

- ・河川内の公園を守るようにできている小型の堤防に大きな穴が空いていることが、恐らく一番重要なポイントになっている。
これを何とかしないといけないが、対応の経過を伺う。

【教育部長】

今般の件に関しまして、当然国の出先機関に行きまして、お話等はさせていただいております。なかなか、護岸のためのテトラポットであるとか蛇籠程度のものであれば、許可はやぶさかではないと、ただ、それはもちろん市費で行っていただく必要があるといふような御説明がありました。

さらに、高い堤防といいますか、そういうものを造るのであれば、それは非常に、申請から何から当然していただく必要があるというようなことをお聞きしております。

- ・困難な復旧事業へ対応するには、政治的な取り組みが必要では。

【市長】

その前に、先ほど、このマレットゴルフ場が使えなくなつたことで、市政に対する大きな打撃があるのではないかと御心配をいただき、ありがとうございます。

いずれにいたしましても、御案内のとおり、近年地球温暖化の影響によって、水害が激甚化が進んでいるということで、いつ大災害が起るか分からぬような状況になっております。

令和元年10月に発生をいたしました台風19号、これは千曲川流域においても予期しない堤防決壊というようなことのほかに、多くの犠牲者を出したところであります。

台風19号の被害を受けまして、北陸地方整備局が中心となりまして信濃川水系緊急治水対策プロジェクトチームが持たれ、治水対策の検討がされたところであります。私どももこの会議には参加をさせていただいております。

国交省千曲川河川事務所など、関係機関に要望活動を続けておりますが、この中で、市内においても堤防強化などの対策が盛り込まれたところであります。

議員御案内のとおり、河川管理者は治水ということが主でございまして、どのように治水を守っていくのか、河川の中へ構造物はなるべく造らないという方針が示されておりますし、また、のり尻の掘削等

については、積極的に対応していきたいということあります。

今、河川の氾濫を防ぐために流木の伐採等が盛んに進められておりまして、流れをよくする、そして護岸に直接水勢が当たらないような体制づくりを進めている、こんな状況でございます。

御案内のとおり、河川内の公園等につきましては、低水路はともかく、高水敷の活用ということになりました、こういったことで、利用をさせていただいている各自治体でございます。

私どもとしても、河川敷はお借りをして、特別許可をいただきて高水域を活用すると、こういった状況になっておりまして、流出をするとか、あるいは浸水をするということは想定内でありまして、これはやむを得ないということを前提にしてお借りをしているものでございます。

多額の費用ということで、先ほど話がありましたけれども、試算をしたところ、私のほうにはおおよそ土だけで1,000万はかかるんではないかというような報告を受けておりますし、被害を受けたマレットゴルフの関係者の皆さん方のお話をいただく中で、洪水が来るたび多額の金をかけるということは、私どもとしても非常に忍びないし、復旧をするにもボランティアというわけにはいかないというような話をいただいて、高瀬川の河川敷を利用できないかということでお話をさせていただいて、関係者と話合いを進めていただくというようなことで、ある面では理解を得たということをお聞きをいたしております。

松枝議員御指摘のとおり、協会以外の皆さんも大勢マレットゴルフをやっているということは承知をいたしておりますが、どうしても一つの物事をするには、個々に当たるということでなくして、ぜひ議員のお力もいただいて、協会以外の皆さんをまとめていただければ、その中でまた話合いができるというように思っておりますが、あれを全面的に復旧するということは、現在ではちょっと困難だというように考えております。

明科には、後ろ側にけやきの森公園がございます。そこにもマレットゴルフ場があるわけですが、地元の皆さんに管理をお願いをしているところでありますけれども、どうも今、非常に使っておられないということで、現場は草で大分覆われてしまって放置されているというような状況があるというようなことをお聞きをいたしました。

私も両方のマレットゴルフ場、使わせていただいたこともございますが、けやきの森は、観光振興も含めて、トイレの新設もさせていただいたところでございますので、そちらのほうの活用等も考えていただければなというように思います。

	<p>・市長にぜひ政治力を発揮してほしい、ということについてお答えいただきたい。</p> <p>【市長】</p> <p>そこで言われる政治力というのは、どういう方向か、なかなか難しい面がございますが、今、新聞報道等で騒がれているような金銭のやりとりというようなことはできませんし、いずれにしても、これは地元の国會議員や、あるいは千曲川河川事務所を通じたり、また国の方へ出向く機会があれば、いろいろとお願ひはさせていただきたいと思いますし、今までも、全然そういう行動を起こさないということなくして、機会あるごとに千曲川河川事務所にもお伺いをして、護岸工事の問題であるとか、あるいは水涵養の問題であるとか、あるいはワサビの生産者の皆さんやニジマスの養殖をしている皆さんから、水の流れが悪い、あるいはオビコを入れるというような話で、それぞれ国會議員や関係機関の皆さんと話は進めてまいりました。</p> <p>ぜひ松枝議員の政治力も発揮をしていただければと、お願ひ申し上げる次第でございます。</p>
白井 泰彦議員	<p>○学校給食センター市民説明会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明会開催の広報がなぜ間際にされたか。 <p>【教育部長】</p> <p>広報による説明会の周知期間は、昨年の説明会に比べて期間が短かったことは事実でございます。</p> <p>市民説明会開催までの経過を御説明申し上げますが、9月16日に学校給食センター運営委員会、9月24日には教育委員会9月定例会に、10月1日に部長会議に、10月2日に福祉教育委員会に説明をし、10月20日から市民説明会を開催いたしました。</p> <p>この間、様々な御意見もいただいているところでございます。</p> <p>市民の皆さんに分かりやすい内容となるよう、資料作りに努めてまいりたつもりでございます。</p> <p>また、「広報あづみの」の発行に合わせまして、市内の市立全小・中学校及び認定こども園の全保護者へも、開催通知を配布させていただきました。</p> <p>また、今回の市民説明会では、できるだけ参加しやすいように、夜、土日を含め、全6回開催させていただいたところでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月28日の開催の定例会の教育委員会で、日程について、もう既に説明がされており、8月25日の定例会では協議議題となっていることから考えると、遅過ぎると思うが。

【教育部長】

資料作成に至る経過は、先ほど説明させていただいたとおりでございますけれども、様々な機関に見ていただく中でいろいろな御意見をいただきて、最後まで、資料については案でございましたけれども、より完成度の高い資料とさせていただくということで、このような時間をいただいたということでございます。

・市民説明会に出されなかった資料について

13項目について資料提供するよう要望したが、多くの項目が示されなかつた。主な項目ごとに示されなかつた理由を伺う。

1つ目は、地産地消の取り組みについて、なぜ資料を出さなかつたのか伺う。

【教育部長】

学校給食センターの市民説明会では、限られた時間の中で市民の皆さんに御説明し、御意見をいただきかなければならぬため、昨年5月の説明会でいただいた代表的な御意見にお答えすることを主眼、前提としながら、今回の説明会の資料作成をさせていただきました。

地産地消の使用率につきましては、昨年5月の説明会資料の3に記載をさせていただいてあります。

今回の説明会では、各給食センターの具体的な取組を説明させていただいたところでございます。

また、昨年度における食育、地産地消の推進のための新たな取組でございますけれども、地元食材を使った献立の作成をしております。

学校給食に、長野県産物を活用した献立コンクールの自由献立の部門におきまして、平成30年度は、南部給食センターが考案した林檎ナポリタンが、令和元年度には、堀金学校給食センターが考案した鳥ムネ肉のワサビソースとリンゴ豚汁が優良賞を受賞しております。

この献立につきましては、他のセンターでもレシピを共有しているところでございます。

また、他の給食センターでも、このように賞には至らなくても、積極的に地元食材を使った工夫を凝らしたメニューの考案にも努めているところでございます。

・昨年度の資料では、25年度から29年度までの数字が示されたが、30年度と31年度の使用率について伺う。

【教育部長】

正確な数字は持ち合わせておりませんけれども、おおむね安曇野

産、長野県産の使用率につきましては、通年を通して約2割から2割5分、20%から25%というように認識をしております。

- ・2つ目は、給食センターに食材を納品する農家や、堀金村時代に配置されていた農家と給食センターをつなぐコーディネーター職員が配置されていたが、現状はどのようにになっているのか、どのような課題があるのか。なぜ、これに関わる資料を出さなかつたのか伺う。

【教育部長】

資料を出さなかつた理由につきましては、先ほど答弁をさせていただいたことによるものでございます。

農家や、農家と給食センターとのつなぎ役の具体的な状況と課題ということかと思いますけれども、合併後におきましては、堀金地域担当の市の営農企画員が、農家と給食センターをつなぐコーディネートを行つておりましたが、現在は、堀金物産センターの担当職員がその業務を行つていただいております。

また、南部と中部の給食センターではJAあづみの農産課を通して、また北部給食センターでは、Vi f 穂高を通して地元生産者から地場産の野菜を購入しております。

特に、南部学校給食センターでは、栄養士が生産している現場に直接出向きまして、生育状況の確認や農家の野菜作りへの思い、苦労している点など聞き取りを行うとともに、逆に、こちらから給食食材に対する要望などを直接伝えおります。

また、中部、堀金給食センターでは、生産者に交流給食会に参加をいただき、児童生徒はもちろん、調理員や納入業者等の交流を行っております。ただし、本年は、コロナ禍で中止となっております。

- ・市が独自に何かを、方向を目指すということは、今回、今年の説明会でも十分語られなかつたと思う。コーディネーターについても考えていくというような、今回の説明会の説明があつたが、それについて付け足すことがあつたらお願ひしたい。

【教委育部長】

今回、食育に対する御意見、あるいは地産地消に対する御要望等たくさんいただきました。

今回、説明会では、主に、先ほども申し上げましたけれども、前回の説明に対するお答えということを主眼に置きながらやらせていただきましたけれども、この食育の推進であるとか地産地消の取組の充実ということにつきましては、やはり、また関係する皆様、それから

市民の皆様からも御意見をいただきて、考えていきたいというように考えております。

- ・3つ目、給食センターの当事者である子供の意見について、なぜ資料を出さなかったのか伺う。

【教育部長】

子供たちの給食に対する評価、意見という視点かと思います。

子供たちの給食に対する感想、意見につきましては、各給食センターにおきまして、毎日、学校と給食センターとでやり取りをしております給食ノートに、先生方から、児童生徒の御意見も聞いていただきながら記入をしてもらっております。

この給食ノートでございますが、学年単位、あるいは2学年単位で1冊をお願いしており、各クラスの先生が、持ち回りで毎日子供の意見を聞きながら記載し、給食センターに返されております。この給食ノートは、希望献立を募集する場合にも活用をしております。

給食ノートによる子供たちに意見としては、日々の学校給食に対し、おいしいであるとか感謝の気持ちがつづられておりまし、まれにですけれども、今日の献立で、味が少し辛過ぎというような御意見も書かれております。

そういうことで、子供たち、あるいは教職員の皆様の御意見、御感想というものは、この給食ノートにより、ある程度把握できているというように考えております。

- ・給食ノートの内容について、4センターの差があるのかどうかお聞きする。

【教育部長】

手元に4センターの給食ノートがございますけれども、見る限りでは、4センターとも遜色はないというように感じております。

- ・4つ目、子供と同じものを食べ、子供の食育に直接関わっているのは学校教職員である。教職員の意見をどう捉えたのか、また、なぜこれに関わる資料を出さなかったのか伺う。

【教育部長】

先ほども申し上げましたが、学校職員からも給食ノートを使って、意見、感想等をいただきております。

さらに、それぞれセンターの栄養士が担当する学校に出向きます。これは、1年のうち最低1回は全クラスを回っていただいておりますけれども、この際にも、先生方の給食に対する意見、感想を直接

お聞きしているところでございます。

- ・教職員が子供を見て、そして、ほかの学校で経験した給食に対する子供の姿、そういうものと比べてどうなのか、給食センターをどういうように認識しているのか。それを教職員の視点で捉えて、それを教育委員会が集約して、それについてどうこうさせるかということが大事。そのことについてどう考えるか。

【教育部長】

教職員、あるいは子供から、例えばアンケートによる評価をすることにつきましては、1つ、大変な労力がかかるという感じております。

児童生徒、保護者、教職員への給食に関するアンケート調査につきましては、児童生徒及び教職員約8,000人から、アンケート調査用紙を配付、回収することは、非常に学校側にも負担が及ぶものというふうに考えておりまし、これを集計、分析するためには、調査項目中の選択肢部分の集計、記述部分の集計、そして最終的には、調査結果を長所、短所等の一覧表にするには、大変労力と時間がかかるため、今現在では、困難であるというように考えております。

- ・5つ目、子供の給食の食育に直接関わる給食センター教職員の意見も欠かせない。給食センターの教職員の意見をどう捉えているのか、また、なぜこれに関わる資料を出さなかったのか伺う。

【教育部長】

資料として出さなかった理由につきましては、冒頭、答弁で申し上げたとおりでございます。

各給食センターの栄養教諭の皆様にも、自校給食についての意見は聞いております。御意見といたしましては、自校給食方式であることにこしたことではないけれども、他の給食センター方式でも遜色のない給食は提供できるという御意見をいただいております。

- ・6つ目、昨年度や今年度の説明会で出された意見だけでなく、4つのセンターにはそれぞれの保護者は意見があるはず。それをどう捉えていくのか、また、なぜこれに関わる資料を出さなかったのか伺います。

【教育部長】

資料として出さなかった理由につきましては、冒頭、答弁させていただいたとおりでございます。

保護者の皆様からの御意見につきましては、今回、それから前回の

市民説明会でお聞きできたものというように捉えております。
また、毎年、各給食センターで開催しているセンター見学会や給食試食会の際にも、御意見をお聞きする機会を設けております。

一例を申し上げますと、昨年秋に、堀金学給食センターにおきまして、保護者を対象とした施設の見学会、給食の試食会を実施しております。

そのときに、御参加をいただいた方から御意見をいただきておりますけれども、この御意見には、今回、あるいは前回の説明会で出されているような「堀金産の食材を使った給食を食べさせたい」であるとか、「統合ありきで話を進めせずに自校給食を続けてほしい」といった意見がございました。

また、一方で、「地産地消でおいしい給食が提供されるのであれば給食センター方式でもよいと思う」であるとか、「センター方式と自校方式にはそれぞれメリット、デメリットがあると思うが、基本は、子供たちに栄養があっておいしい給食を提供してほしい」といった御意見もございました。

・ 7つ目、昨年度の市民説明会でも今年の説明会でも、特に現在の堀金学校給食センターの建設に関わる意見があった。これについての議論、どう捉えているのか、なぜ資料が出されなかったのか伺う。

【教育部長】

資料として提出しなかった理由は、冒頭、答弁で申し上げたとおりであります。

各学校給食センターの建設につきましては、旧豊科町、旧穂高町、旧三郷村、旧明科町とともに、給食センター方式の施設にする方針に基づき建設が行われております。

旧堀金村につきましては、当初給食センターを、小・中学校とは別の場所に建設する計画を立てていたようですけれども、建て直す小学校に、給食センターを併設することに変更したという経過は承知しておりますし、ここに至る経過につきましては、さきの議会で、臼井議員からもお話をいただいたとおりだというふうに認識しております。

したがいまして、このことにつきましては、もう既に、御説明があったものということに捉えておりまして、あえて資料としては出さなかつたということであります。

・私は特に、堀金学校給食センターの、特に、2002年5月からの検討委員会の検討が重要と考えている。その検討内容についてどん

な答申を村長にしたのか、それについてどう考えるのか伺う。

【教育部長】

私の記憶でございますと、当初、先ほども申し上げましたが、堀金村におきましては、小学校と中学校の中間に位置するところに、給食センターを建てるということを計画しておったようです。

もうそのときには、ほぼ合併というものが視野に入っていたときでございまして、給食センター方式でいくというような基本的な方針が示されていたということによるものというふうに理解をしております。

そういう中で、小学校、中学校、あるいはその校長先生から、ぜひ自校給食を残してほしいという御意見があったということは承知しております。そのとき、子供たちにも、あるいは保護者にアンケートをしたところ、小・中学校とも、圧倒的に自校給食を望む声が強かったというふうにお聞きをしております。

その結果、中学校にはかないませんでしたけれども、小学校に給食センターを整備するということを、当時の首長、議会、教育長さん方が御決断をされたというふうに理解をしております。

補足になりますけれども、一志信一郎議員に市長がお答えをしたとおり、平成 17 年 2 月 23 日におきまして、合併協定書というものが締結をされております。

これは、5 町村が合併に踏み切るための根拠の一つになったものであります。当然、首長、それから議長等々が、その調印をしております。

その中に、学校給食事業についての取決めが記載をされております。この合併協定書では、合併前に改修及び建設等が予定されている町村、これは、当時の堀金村を指すということでございます。

それ以外は、現行のとおりとして、必要に応じて統廃合を検討されるということになっております。このことは、素直に取れば、もう、この統廃合の時期が来たというふうに捉えているところでございます。

・市民説明会を実施して、市民の声をどうとらえたか

10月の市民説明会では、昨年度以上に切実な意見も出された。

教育委員会として、出された意見をどう評価しているのか、これについて教育長に伺う。

学校給食センター廃止賛成と反対意見の数と内容について。その評価も含めて伺う。

【教育長】

今回の5地域で計6回の市民説明会では、延べ202人の皆様方に御参加をいただき、全体で72件の御意見をいただきました。

内容につきましては、大きく6点に整理させていただいております。6点の中身のうち、1点目は、文部科学大臣賞などを受ける伝統のある堀金小学校の学校給食のよさを存続させ、そのよさを全市に広げてほしいと、そのため反対であると。

2つ目は、食育の取組として、給食を作っている人や食材生産者の顔の見える、五感で感じられる給食の意義をもっと考えてほしい。したがって、反対であると。

3点目は、経費削減のために、堀金学校給食センターを廃止しないでほしいと。

4点目は、堀金給食センターの自校給食をブランド化し、安曇野市をアピールすることで人口増につなげるべきであるから反対である。

私どもは、反対する御意見、これは、同類同一の御意見を1件として数えますと、合わせて35件でございますけれども、それを内容を集約しまして、4点にまとめさせていただいたということでございます。

なお、賛成か反対かといえば、賛成であるという方も3件ございましたし、また、後日、私どものところにメールで頂いた賛成意見も2件ございました。その賛成の意見は、日本全体で人口が減少し税収も減っている中で、どこかで学校給食センターの統廃合を考えていなければ、将来、子供たちに負担をかけることになる。したがって、賛成であるという御意見と捉えております。

・堀金学校給食センターの廃止反対の意見には、ほかのセンターでは代えられないものがあるという内容があったと思う。

1つ目は、子供と給食教職員との生の交流が毎日あることだが、このことについて、これが引き継げるかどうか伺う。

【教育長】

堀金給食センターでは、栄養教諭が給食時に、食缶等を間違えずに持っているか、しっかり返却できているか、食べ残しはないかなどをチェックしながら、子供たちと直接会話ができるというお話を聞いております。

こういった対応は、センターから給食の提供を受けている、これは堀金中学校も含めて市内の16の学校にとって、これは物理的に困難でございます。

しかしながら、各学校では、コンテナ室で、学校職員が給食当番の子供たちと会話しながら受渡しチェックを毎日必ず行っておりま

すし、その場では、児童会、生徒会の当番も、そこに関わりながらやっているということは、これは議員も御承知のとおりのことと存じます。

- ・ 2つ目、子供が、毎日調理現場を見られること。これについて、引き継げるかどうか伺う。

【教育長】

堀金給食センターでは、子供たちが調理現場を見られるその中身は、窓越しから、サラダ室の調理の様子だけを見ることがあります。

なお、堀金中学校の生徒は、他のセンターから提供を受ける中学校と同じ状況です。

つまり、他のセンターは、学級単位ぐらいの大人数でも、調理されているほぼ全ての工程を見る能够るように設計されています。

どちらが悪いということよりも、これは、4センターの構造上の長短と捉えております。

- ・ 3つ目、子供が、身近な地域の農家が作った食材を知っていることを感じ取ることができること。これについて、引き継げるかどうか伺う。

【教育長】

堀金給食センターの子供たちが、地域の皆様から提供していただいた食材を身近に感じているということは、私も承知しております。

しかしながら、他のセンターの多くの安曇野市の子供たちも、地域の農家の皆さんがあつていただいた食材を、できるだけ多く頂こうということで取り組んできているわけです。

したがいまして、堀金給食センターほどではないにしても、今後も引き継ぎ給食だより等、地元の食材やその生産者の方々を紹介するとともに、また、その方々とともに交流給食会を行うというようなことも、他のセンターで充実させることは必要であると考えております。

- ・ 4つ目、調理後から子供が食べるまでの時間が短いことです。これについて、引き継げるのかどうか伺う。

【教育長】

現在の4学校給食センターとも、調理完了から子供たちが食べるまでの基準時間を設けまして、逆算して調理完了の時間を決めております。

4センターの関係者全員が、安曇野市の全ての子供たちに作りたての温かい給食を届けるよう、心を込めて働いております。このことは、

4センターとも同じであるという認識でございます。

- ・5つ目、自校方式的給食環境に子供たちがいる保護者の安心感。保護者は、自校方式ということで、安心して、そして信頼して、ほかのセンターでは代えられない自校方式だからこそその安心感を持つ。ほかのセンターに引き継げるのかどうか伺う。

【教育長】

堀金学校給食センターに対して、保護者の皆様から安心である、信頼できるとおっしゃっていただいているということは、私どもセンターを運営している立場から、大変うれしく思っております。

安曇野市の子供たちへ、安全・安心でおいしい給食の提供は、最も大切に考えていることでございまして、全ての給食センターで、これまで保護者の皆様から、これに対する不安の声をいただいたことはございません。

- ・6つ目、地域の人々が長年培ってきた伝統文化、食文化だということ。これは、昨年度の、そして今年度も意見が出された。これが引き継げるのかどうか伺います。

【教育長】

堀金地域の皆様方が、これまで子供たちの給食のために、有形無形の力を注いでできていただきましたことは十分理解しております。

あわせて、安曇野のどの地域でも、給食センター化になる前から、それぞれの食文化を長年大切に培ってきたことも、私どもは承知しております。

そのそれぞれの歴史や文化、思いはしっかりと受け止めて、私どもの給食センター運営に一層の努力をしなければいけないということを感じております。

- ・ほかのセンターでは絶対に引き継げない食文化、伝統文化を、子供から、保護者から、地域から奪うことになる堀金学校給食センターの廃止をどうお思いか、改めて伺います。

【教育長】

これまで臼井議員にお答えしてきたとおり、今、奪うというお言葉も使われたわけですけれども、私どもはそういう認識はいたしておりません。

市の方針に変わりはございません。

- ・各地域で大切にしている文化を切り捨てていくということにつな

がるのでは。

【教育長】

決して、切り捨てるということには当たらないと考えております。

- ・安曇野市の唯一の自校方式的給食センターとしてブランドになる、大いに売り出せるものではないかと考えるが、どうか。

【教育長】

このことにつきましては、一志議員の質問でもお答えしておりますとおり、その考えはございません。

- ・一志議員の質問に対して政策部長が答えたが、根拠は何か。

これも、既に申し上げてあるとおりでございますけれども、自校給食を実施している自治体が、そのことをもって人口増につながっているという例は、私どもが調査した限りではございません。

それだけではなくて、一志議員も自校的と、あえて的を自校方式的とおっしゃっているように、これは17校中の1校のみがそういう形になっているということでございまして、私も臼井議員も愛する地域の、中学校はいいのかとか、ほかの16の小・中学校はどうなんだというふうに考えたときに、私はどの学校のどの生徒に対しても、ひとしく安全・安心でおいしい給食を提供していると自負をしておりますので、堀金の子供たちが、他の給食センターから給食を提供されるということが何でいけないのかということを、ぜひ御理解いただくよう、今後も努めてまいりますつもりでございます。

- ・災害時の給食センターの位置づけ、これについて検討すべきと考えるが、いかがか。

【教育長】

災害時の給食センターの運用につきまして、例えば、一般の方々に食料を提供する、そういう施設として活用できないかという御質問だと思いますけれども、結論は難しいと思います。

理由の一つは、大規模災害の際は、給食センターも当然被害が及んでいる可能性もありまし、電気が止まるなど、稼動できない状況になることも考えられます。

仮に、そこまで被害を受けていなくても、給食センターは学校の再開に合わせて、子供たちに給食を提供するということを最優先として、施設の被災箇所の点検、修理を行う、このことが大切だと思っております。

また、給食再開ということになると、施設全体の清掃、洗浄、

消毒作業等も行う必要があると思います。

最後に、給食センターは、その使命が、一般の方の使用を想定していないことでございます。高度な衛生環境を維持しなければならないということを申し上げたいと思います。

なお、これらを踏まえ、市が策定している地域防災計画には、給食センターの利用については位置づけされておりません。

- ・学校給食センターを廃止しなければ市の持続的自治体運営が継続できないのか

【市長】

堀金の学校給食センターの質問に対しましては、一志議員の質問にお答えをしてきたところでございますし、今、教育委員会とのやりとりがあったとおりでございます。

これは、財政計画に基づいていけば、当然見直すべきものは見直していくかなければならないという思いでございます。

何かをやれば何かを断念せざるを得ない、何でも、あれもこれもというわけにはいかない時代に入っていることは、御案内のとおりだと思います。

今ある3つの給食センターの施設の能力、これを最大限に活用していくことが必要だと思いますし、また、共産党の皆さんよくおっしゃることは、あるものを有効に使えということをおっしゃってきました、庁舎建設にも反対をされました。いずれにしても、これは、あるものを使うという意味では、堀金の図書館なんかは、文書館として活用をさせていただいたところでございます。そういう中で、有効に活用をしていくということが非常に大切であると、私も考えております。

先ほどからも申し上げておりますように、また一志議員の質問にも答えましたように、合併協議会の協定書の中に、必要に応じて統廃合を検討するということが盛り込まれております。当然合併協議会の合意事項というものは、継続をして尊重をしなければいけない事項であると私は捉えております。

したがって、この検討をする時期が来ているということで、多くの皆さん方に理解をいただくために、若干時間は早いようには感じますけれども、説明会をさせていただいているということでございます。

議員も、教職員時代に各学校を歩かれたようでございますが、安曇野市の給食センターにおける給食と堀金の自校給食の給食との相違というものを、どういうところに感じておられるのか。食の面で、遙

色は私はないと。

最近も、4つの給食センターへお伺いをして、そして、試食をしまいました。どこのセンターも、子供たちの意見を取り入れてあります。そして、子供たちの示すメニューも、年何回かに分けて提供をしておる現実も見ました。そして、栄養士の皆さんはじめ従事されている職員の皆さんは、子供のことを思って、カロリーもしっかり計算をして、食に対するアレルギー食も含めて、大変神経を使って実施をしている姿を見てまいりました。

また、全ての子供とは言いませんが、子供たちの意見も聞きました、大変おいしいと。場合によったら、おうちの御飯よりもおいしいと、食事よりもおいしいと、そんな声も聞いてきたわけでございます。

昨日もお答えをさせていただきましたが、明科地域では弁当の日を実施しております。教育委員会にもお願いをしているところでございますが、やはり我が子は、親が一義的には、しっかり責任を持つべきではないかなという思いを持っております。弁当の日を、もう少し全市的に広げて、親子のきずな、そして食農教育、そして食の大切さというのを学ぶいい機会ではないかなというように私は捉えております。

学校の職員の皆さん方も約四百数十人いらっしゃいますが、材料費だけで食っていて、この食育教育について、教室で生徒たちに指導をする立場にあると思います。私は、臼井議員が教職員時代に、どのような食育を生徒たちに学ばせてきたのかお伺いをしたいところでございますが、これは反問権ではございませんが、またの機会にお聞かせをいただきたいと思います。

生の声が、毎日聞こえるということでございますけれども、やはり私は、各給食センターを回ってみまして、これは社会科の時間なり、あるいは栄養士なりが現場へ出向いて、そして、今の状況を生徒たちに知らせるような壁新聞的なものをもう少し作って、PRをしたらどうだということもお願いをしてきたところでございます。

いろいろなことを申し上げましたけれども、これは、新たな方向として、堀金の皆さんが高いを寄せるということは承知をいたしておりますし、何事もそうだというように思っております。地域にある施設については、お互いにその地域の皆さん、愛情を持って、愛着を持っているのは当然でありますが、市も合併して15周年を迎えた。私は原則的には、1市1制度というのが望ましい、当然だというように考えております。

そんな中で、水道料の統一も、市民の皆さんの理解をいただき実施をしたところでございますが、この給食センターの課題については、

	<p>先ほどの話ですと6回ほど説明会をやられたと。しっかりした内容は調べてはございませんが、6会場へ同じ方が行って同じ意見を申し上げれば、これは延べで6回ということになります。</p> <p>人数からして、まだまだこの食育に対する、学校給食センターに対する思いといいますか、そういうものは、全市民の課題にはなっていないんではないかというような捉え方をしておりますし、当然施設のある堀金の皆さん方の関心が最も高いということでございますが、私は、どの給食センターの食事も遜色ない、非常に心を込めた給食の内容であるというように捉えておりますので、あるものはしっかりと使わせてもらう、そして、新たな投資はできるだけ避けるということが、共産党市議団が申しております財政を借金財政のないように、健全財政を保てということにも通ずるものと確信をいたしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民説明会について市民に理解してもらうためにどのように報告するのか <p>【教育部長】</p> <p>今回開催しました市民説明会の意見等は、現在まとめているところでございます。</p> <p>この報告の仕方については、検討中でございます。</p>
小林 純子議員	<p>○安曇野市学校給食理念（目標）の達成状況と課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6項目の理念・目標について、達成事業について <p>【教育部長】</p> <p>学校給食理念に掲げております6つの項目の達成状況についてということでございますけれども、数字的な数値目標というものは設定されておりませんので、それぞれ理念に沿った取組状況について御説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、1つ目、安心・安全でおいしい給食づくりについてでございます。</p> <p>近代的な施設で衛生管理の徹底を図ることが目標となっておりますけれども、平成24年4月から稼働した北部学校給食センターはもとより、この理念が制定される前に造られた3センターにつきましても、学校給食に配慮した施設であるとともに、設備等の適切な保守等に努めてまいっております。</p> <p>衛生管理につきましては、文部科学省から出されている学校給食衛生管理基準に基づき、日々徹底した衛生管理を行っております。また、おいしい給食づくりをするために、毎日学校と給食センターでやり取</p>

りをしております給食ノートなどに子供たちの意見を記入してもらうことや、給食センターの見学会、試食会の折に意見を聞いて、給食づくりの参考としております。

食育の推進についてでございますけれども、給食の使用材料や献立を通して、児童生徒や保護者に食の大切さ、食文化、栄養バランスといった食育を積極的に推進することを目標としております。給食センターから各クラスへ向けた給食だよりを毎日発行することや、月1回の献立表の配布、月1回の安曇野の日における地元産食材を多く使用した給食の実施、栄養教諭が学校を訪問し、全クラスで行う栄養教室などを通して食育を推進しております。

次、3点目、地産地消の推進についてでございます。

地元食材、県内産の使用率の向上、米は安曇野産を使用するということを目標としておりますが、県内産食材の使用率は、その年の農産物の出来、不出来によって増減してしまいます。

のことから、4給食センターで平均すれば約45%、これは平成25年から29年までの値でございますけれども、そういった状況となっております。また、県内産のうち、当市の食材分も各給食センターでは20%から30%、米につきましては、平成23年度から100%、安曇野産を使用しています。

ここで内訳でございますけれども、平成30年度の給食センター別の安曇野産食材の使用割合でございますけれども、北部が野菜で24%、果物で24%、中部が野菜で22%、果物が20%、堀金が野菜が21%、果物が23%、南部が野菜22%、果物29%といった状況になっております。手作り給食の実施についてでございますけれども、素材から手作り給食を心がけ、だしは自然素材の煮干し、削り節等を使用することを目標としておりますが、ハンバーグ、魚や肉のカップ焼き、肉団子スープなど、素材から手作りするメニューを多く取り入れ、だしは和風のものには煮干しや削り節、洋風のものには無添加のチキンブイヨンやコンソメを使用しております。また、子供たちの希望を取って、希望給食も実施をしているところでございます。

季節感のある地域伝統食の提供についてでございます。

給食に旬の食材を積極的に取り入れる、地域の伝統や季節の行事にちなんだ給食を提供することが目標としておりますが、タマネギ、リンゴ、ワサビなど、旬の食材を積極的に給食に取り入れ、七夕まんじゅう、カボチャだんごなど、地域の伝統や季節の行事にちなんだ給食も年間15回程度提供をしているところでございます。

6点目、栄養バランスの取れた給食の提供についてでございます。

家庭では調理しにくい食材も、できるだけ多く使用する。塩分や脂肪

の取り過ぎに注意し、食物繊維の摂取に心がけることを目標としておりますが、根菜類、豆類、キノコ、ヒジキ、切り干し大根など、調理しにくい食材もできるだけ多く使用し、食物繊維の摂取に心がけた給食を作っております。

学校給食による栄養バランスの充足目標としては、文部科学省が示している栄養摂取基準に基づき、年齢に応じた摂取量に近づけるような献立しております。

・今後に活かすべき成果や、改善すべき課題について

【教育部長】

まず、今後に生かす成果といたしましては、栄養士が工夫してつくり、長野県主催の給食に長野県産物を利用した献立コンクールに入賞いたしましたリンゴナポリタン、リンゴ豚汁、鳥のワサビ焼き、ワサビソースを各給食センターで積極的に献立に取り入れていきたいというように考えております。

また、小中学生から募集したキャラクターをあしらったワサビコロッケや安曇野市とゆかりの深い新宿中村屋カリーの提供、子供たちに人気のある給食を学校ごとに年1回提供する希望献立の日、安曇野の食材を中心とした給食を月1回提供する安曇野の日も今後も継続して続けてまいりたいというように考えております。

課題といたしましては、やはり、地産地消のさらなる推進というものが必要であるというように捉えております。

・現在、安曇野市の学校給食では、国産小麦90%のパンが提供されていると思うが、これが近々国産100%の小麦のパンになるとも聞いている。どんな見通しかお聞きする。

【教育部長】

パンの小麦が100%国産になることについてということでございますけれども、パン用の小麦は、現在、長野県産45%、北海道産45%、それから、今御指摘のあったとおり外国産が10%の割合で使用しております。

しかしながら、令和3年1月から長野県産50%、北海道産50%となり、100%国内産で貰えるということになっております。

・2点まとめて聞く。米について、安曇野産100%で今提供されているが、さらに一步進んで、低農薬、低化学肥料の特別栽培米や農薬を使わない有機米を増やしていく考えはないか。

そして、もう1点、野菜については地産地消の達成度は高いが、

その中には、無農薬栽培や有機栽培のものもあるのか。また、そういういったものを増やしていく考えはあるのか。2点まとめてお聞きする。

【教育部長】

減農薬栽培、有機栽培の地元産の野菜を取り入れることにつきましては、市内では耕作面積が少ないとこと、また、価格が約2倍程度になるということが見込まれておりますので、現在使用実績はないというように理解をしております。

また、特別栽培米、有機米につきましても、同様に現時点では使用はされておりません。

この理由といたしまして、有機米は価格が高いことと、供給可能な量の確保ということが課題と考えておりますので、なかなかこれを継続的に取り入れていくことは難しいというように理解をしております。

・栄養バランスの取れた給食の提供に関連してお聞きする。

1つ目、学校給食で毎日飲む必要はないという、という考え方はないのか。

2つ目、甘いきなこをまぶした揚げパンとか、菓子パンのように口当たりのよい甘いパンが出ることがあるが、食事用のパンとしては疑問に感じる。考え方をお聞きする。

3つ目、トランス脂肪酸を多く含むマーガリン、ショートニングの使用について、安曇野市の学校給食ではどのような使用状況か。

【教育委部長】

牛乳の学校給食における提供につきましては、アレルギーや不消化の体質のお子さんがいるということ、また、家庭の方針としてあまり牛乳は飲ませたくないという保護者の方がいることは承知しております。

現在も牛乳をそういった理由で飲まない子供さんに関しては、給食時に牛乳の提供は見合わせております。

文部科学省が定めております学校給食摂取基準に基づき、1回の給食で取ることが望ましいとされているカルシウム量を摂取するには、牛乳を飲むことが最も効果的であるというように考えておりますので、今後も牛乳の提供は継続していく方針でございます。

2点目、甘い菓子パンのようなパンの提供についてということでございます。甘い菓子パンのようなパンの提供につきましては、子供たちの希望により、年1回程度を提供しております。今後も子供たちの希望を尊重して、年1回程度の提供は続けていきたいというように考

えております。

また、トランス脂肪酸のことについてでございます。脂質や糖分が多いパンを平成30年度までは使用しておりましたが、令和元年度からパンの製造業者を変更しまして、トランス脂肪酸を含むマーガリンは不使用、ショートニングも最低必要限度の量を使用したパンを提供しているところでございます。

- ・菓子パンのようなパンの提供について、年に1回というような答弁であったが、私の勘違いかもしれないが、結構出されているのではないかと思う。月1回程度ではないか。その点再確認をしたい。

【教育部長】

そう御質問をいただきと、心配になってしまふんですけれども、月に1回程度、現在提供がされていたとすれば、これは数を少なくしていきたいというように考えております。

また、脂質や糖分が多く含まれたパンにつきましては、現在は提供していないということでございます。

- ・現在の学校給食の理念について見直し（特に食材の安心・安全の面について）が必要ではないか

【教育長】

小林議員御指摘の安曇野市学校給食理念（目標）の改定の必要性ということにつきましては、私ども事務局内でも、20年を超えていることもありますし、昨今の様々な状況を鑑みる中で、見直しが必要だという認識を持っております。

今回、議員から様々な視点で大切な御提案もいただきましたので、それも参考にさせていただきながら、本格的な検討に着手したいと考えております。

4 福祉教育委員会 令和2年12月11日（金）

5 議案等の審査結果について（教育委員会関係）

（1）以下の議案については原案どおり可決（12月18日）されました。

議案第116号 令和2年度安曇野市一般会計補正予算（第7号）（教育委員会所管事項）

議案第127号 公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市豊科交流学習センター）

報告第4号	教育部 文化課
令和3年1月25日提出	(課長)山下 泰永 (係長)三澤 新弥

タイトル	豊科交流学習センターの指定管理者の指定について
報告を要する事項の内容	指定管理者の指定について
要旨	豊科交流学習センターにおいて、安曇野市公の施設指定管理者審査委員会の「指定管理者の候補者選定等に関する答申書」を受け、指定管理者候補者を決定し、12月議会において指定管理者の指定の議決を得たので、告示するものです。
説明	<p>令和3年度より指定管理者制度を導入する安曇野市豊科交流学習センターについて、「安曇野市公の施設指定管理者審査委員会」に指定管理者候補者の選定について諮問しました。</p> <p>安曇野市公の施設指定管理者審査委員会より答申があり、10月29日付で決裁となった安曇野市豊科交流学習センターの公の施設の指定管理者候補の指定について、12月議会において議決を得たので、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年安曇野市条例第20号）第6条第2項の規定により告示を行うものです。</p> <p>指定管理を行う施設及び指定管理者は以下のとおりです。</p> <p>1 施設名称及び指定管理候補者 <施設名称> 安曇野市豊科交流学習センター <指定管理者候補者> 公益財団法人 安曇野文化財団 代表理事 長崎大幸</p> <p>2 指定管理の予定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）</p> <p>3 募集形態 すべて非公募</p>

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、公の施設の指定管理者を指定したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
安曇野市豊科交流 学習センター	安曇野市豊科 5609 番地 3	公益財団法人安曇野 文化財団 代表理事 長崎大幸	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで

報告第5号	教育部 各課
令和3年1月25日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	生涯学習課 1件 文化課 1件 (詳細別紙)

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

教育部 生涯学習課 共催・後援台帳(令和2年度1月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	種別	申請理由	申請日	開催日	承認(専決)日	承認	理由	事決	開催目的(趣旨)	会場	開催内容	R1 30 29	H 30 29	所管課意見
25	2022.12.22	スポーツ推進担当	第30回中日旗争 普明科杯地区交 勝少年サッカー会	安曇野市スポーツ少年団明科支部 担当 加々美浩一	安曇野市後援会	スポーツ振興への寄与、地域の子どもたちの体力向上をかるため	12月22日(日)	令和3年3月7日(日)	過去承認	○	明科体育館、明科中学校体育館、明南小学校体育館	12月24日	競技方法:12分間ハーフのランニングタイム。トーナメント方式で行い、決しない場合はPK戦を行う。延長戦のみ5分間ハーフの延長戦を行う、それでも決しない場合はPK戦を行う。また、1回敗敗退チームはフレンドマッチを行う。 スポーツ少年団加盟及び長野県サッカーフェスティバル登録チーム。 参加料:1チーム5,000円	競技方法:12分間ハーフのランニングタイム。トーナメント方式で行い、決しない場合はPK戦を行う。延長戦のみ5分間ハーフの延長戦を行う、それでも決しない場合はPK戦を行う。また、1回敗敗退チームはフレンドマッチを行う。 スポーツ少年団加盟及び長野県サッカーフェスティバル登録チーム。 参加料:1チーム5,000円	○ ○ ○ ○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可		

教育部文化課 後援台帳(令和2年度1月定例会専決報告事項)

No.	受付日	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認(専決)	承認	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R1	H30	H29	所管課意見
28	R3.13	文化 梶高美術協会春季展	梶高美術協会	森本啓子	申請者と 後援 同じ	宇多野地域の文化活動に貢献したい為	1月 13日	令和3年4 月1日(木) ~4月6日 (火) 9.30~16. 30	過去 ○	承認	1月 13日	1月 14日	碌山公園 研成ホール	美術展を多くの方に鑑賞していただき、開心を寄せて貢うことで、地域の芸術文化の振興をはかる。	日揮制作した油絵、アクリル画、版画など作品50点ほどを展示	○	○	○	取扱基準第3条第2項及び第4条第2号により可

報告第6号

令和2年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

＜学校教育課＞

学校教育係

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
就学時健診業務	○来年度実施日程調整依頼 各学校医・学校歯科医、市内小学校へ日程調整を依頼	○来年度実施日程決定・通知
教職員健康推進事業	○健康診断（総ざらい）実施 1/20（水）～1/29（金）希望者 16名	○健康診断受診希望調査（2月分） （総ざらい）1/21（木）締切
就学援助事務	○就学援助費・特別支援就学奨励費 ・修学旅行費支給 ・新入学学用品費（事前支給分）受付開始 1/12（火）～2/12（金）	○就学援助費 ・後期分の支給 3月上旬 ・新入学学用品費 所得等による審査後、3月下旬の 支給を予定。 ○特別支援就学奨励費 ・後期分の支給 3月上旬
就学事務	○入学予定者の保護者へ「入学通知書」の発送 発送日 1/15	・異動者は隨時対応
GIGAスクール構想	○機器整備 ・残り 1/3 の端末（2400 台）購入の入札準備 ・Web カメラ購入の入札準備 ○活用支援 ・GIGA スクールサポーターの入札準備 ・Google 社が行う研修の調整（日程・内容ほか） ○ICT 教育推進委員会の設立 第 1 回の委員会開催に向け、校長会役員と調整中 (又は、開催) ○広報 1 月 20 日発行の「広報あづみの」に GIGA スクールに 構想に関する記事を掲載	○機器整備 ・残り 1/3 の台数（2400 台）の 端末の仮契約 ・Web カメラの契約 ○活用支援 ・GIGA スクールサポーターの 契約 ・GIGA スクールサポーター及び Google 社の研修サービスを 活用した各種研修の開催 ○ICT 教育推進委員会の開催
通学路交通安全部会	○第 1 回通学路交通安全部会 ・通学路安全プログラムの確認 ・通学路合同点検の点検箇所の承認 ・通学路合同点検 1/15、1/22、1/26 → 延期 ※コロナウィルス感染症の感染拡大を考慮	○第 2 回会議 2/12 ○合同点検の日程調整

学校庶務担当

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
中学校冷房設備等整備事業	○中学校冷房設備等整備事業は令和 3 年 1 月 20 日に市内中学校 7 校 135 教室の普通教室等へエアコン整備が完了。（総事業費 578,302 千円） ○小学校冷房設備等整備事業は令和元年度に市内 10 校に 213 教室の普通教室等にエアコン設置済。（総事業費 727,368 千円）	○令和 2 年 5 月に策定した「安曇野市小・中学校空調設備運用指針」による環境に配慮した適切な冷房運用の実施。 ○学校環境衛生基準の教室温度「17℃以上、28℃以下であることが望ましい。」の実現。

令和2年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

社会教育総務費事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
社会教育指導員		1月 26日（火） 第3回社会教育指導員移動研修会 (明科公民館)

人権教育推進事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
人権教育推進委員・人権教育指導員	1月中旬～2月上旬 5地域人権教育推進協議会 ・令和2年度事業報告について ・令和3年度事業計画（案）について 他	2月 16日（火）第2回人権教育推進委員会小委員会 2月 25日（木）第2回人権教育推進委員及び指導員合同会議
企業人権教育推進協議会		2月 9日（火）監査・理事会
1/2 成人記念 安曇野市人権・平和特別授業 ～kizuki～【学校学習編】		2月上旬 小学校へ人権学習資料（DVD・リーフレット）配布

中央公民館事業費

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
公民館長会	1月 12日（火）第10回公民館長会 ・コロナ感染警戒レベル引き上げに伴う対応について ・市公民館報について ・公民館活動推進功労者表彰について 他	2月 8日（月）第11回
公民館長・公民館担当者合同会議	1月 8日（金）公民館長・担当係長緊急会議 ・コロナ感染警戒レベル引き上げに伴う対応について 【公民館利用制限】 定員の 50%以内（1月 9日～当面の間） 新規予約の受付停止（1月 13日～当面の間）	
公民館報	1月 6日（水）第 58号発行	2月 9日（火）校正会議 2月 18日（木）企画会議
総合芸術展		2月 8日（月）第4回実行委員会 3月 10日（水）～19日（金）展示

令和2年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

児童館運営事業（民間委託事業）

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
児童館・放課後児童クラブ	12月～1月 入所審査	1月下旬～2月上旬 入所決定通知の送付

穂高北部児童館整備事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
穂高北部児童館整備	12月～2月 税務署協議	2月～3月用地買収

青少年育成環境整備事務・青少年体験事業・子ども会育成会支援事務

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
子ども会育成会支援	活性化補助金実績報告受付	2月17日（水）子ども会育成会だより28号発行
青少年センター	1月6日（水）センターだより第19号の発行 1月18日（月）小・中・高生徒指導連絡協議会 1月23日（土）青少年育成県民運動50周年記念大会（長野市）	2月5日（金）第3回運営委員会
親子体験ラボ		2月7日（日）手打ちラーメン 明科公民館

放課後子ども教室実施事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
放課後子ども教室	新型コロナウイルス感染レベル4を受け、1月13日（水）開催分から休止	

令和2年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当（豊科公民館）

豊科公民館事業費

事業（懸案事項）	現状況	今後の取り組み
第11回安曇野市高校演劇合同発表会	1月6日(水) 打ち合わせ会議	1月28日(木) 音響・照明講習会 2月6日(土) リハーサル 2月7日(日) 本番 (南農、豊科、明科、大町岳陽高校)
第40回作詞作曲コンクール		2月初旬 飯沼信義先生に応募作品の審査依頼

豊科公民館施設管理運営事業費

事業（懸案事項）	現状況	今後の取り組み
高濃度PCB廃棄物処理業務委託	1月12日(火) 収集運搬 環境通信輸送(株) 信越事業本部	処理完了 3月末 処分業者 JESCO 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所
ホール舞台吊物装置保守点検業務委託		2月8日(月) 森平舞台機構(株)
ホール音響設備点検業務委託		2月中旬 (株)有賀電気工事
空調設備保守点検業務委託		2月中旬 日特工業(株) ※3年周期の法定検査
豊科公民館ホール受付		2月15日(月) 令和3年度分受付開始

令和2年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課スポーツ推進担当

社会体育総務費

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
第4回 東京2020オリンピック聖火リレー安曇野市実行委員会	12月23日（水） <ul style="list-style-type: none"> ・新たな聖火リレーの実施概要について ・今後のスケジュールについて 	コロナ感染症対策を講じながら、安全・安心な聖火リレーの実施に努める。 ○3月頃 第5回実行委員会開催予定

スポーツ推進事業費

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
スポーツ教室等	○松本山雅親子ふれあい教室（小学1～3年生とその保護者） 1月16日（土）～2月13日（土）全5回 参加者：10組 会場：三郷文化総合体育館 ○【スポネット常念】第15回ファミリースポーツレストラン（大人と子どものチーム） 1月17日（日） 会場：堀金総合体育館	○スポーツ指導者講習会 3月2日（火）開催予定：市役所大会議室

社会体育施設管理費

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
体育施設管理	12月22日（火） 穂高総合体育館防火シャッター修繕入札	契約日から3月末 穂高総合体育館防火シャッター修繕

新総合体育館建設事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
豊科南部総合公園管理運営	11月12日（木）～12月24日（木） 豊科南部総合公園指定管理者募集期間終了 数社から申請あり 1月18日（月） 指定管理者審査委員会にて候補者決定	3月議会 指定管理者指定の議案を上程

令和2年度事業進捗状況報告(懸案事項等)

〈文化課〉

文化振興担当

芸術教育普及事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
東京藝術大学連携 事業	第1回リモート楽器演奏指導 講師:東京藝術大学音楽学部 三界准教授ほか2人 12月12日(土)三郷中学校・穂高西中学校吹奏楽部 29人 12月13日(日)穂高西中学校吹奏楽部 9人	
	第2回リモート楽器演奏指導 (当初、准教授・助手が来校し指導する計画であったが、感染症拡大予防のためリモート指導に変更) 2月13日(土)会場校調整中	当初、豊科北中学校吹奏楽部を対象に予定したが、感染症対策のため調整中
能楽教室	12月15日(火)会場:豊科北小学校 演目:土蜘蛛 講師 青木道喜(能楽師)・立命館大学能楽部5人 文化庁「子供のための文化芸術体験機会の創出事業」採択 参加者数:豊科北小学校6学年 84人	
あづみのジュニア クラシック音楽会	3月20日(土) 会場:みらい 応募締切:2月10日(水) 出演者:8組 対象:小中学生 応募者多数の場合は抽選	

美術館博物館連携事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
美術館・博物館パス ポート	年間スケジュールの作成ができないため、児童・生徒に付き添う保護者1人の利用を無料とするパスポートとして作成。 11月の利用者数 16人 12月の利用者数 21人	
出前展覧会	【感染症対策のため中止】 会期:1月14日(木)~27日(水) 会場:安曇野赤十字病院	

文化振興総務費

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
美術資料等選定委 員会	2月2日(火)(非公開) 資料の寄贈・寄託・所管換え・購入について	
博物館協議会	3月16日(火) 令和3年度事業について	

博物館係

郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現　　況	今後の取り組み
	こたつ講座(全6回) 第2回:1月16日(土) 第3回:1月30日(土)	こたつ講座 第4回:2月6日(土) 第5回:2月20日(土)
講座等	昔の暮らし体験教室(全9回) 【感染症対策のためDVDと資料の貸し出しのみ】 第1回:12月10日(木)豊科東小 第2回:1月14日(木)穂高南小 第3回:1月19日(火)三郷小 第4回:1月20日(水)豊科北小 第5回:1月21日(木)明南小 第6回:1月26日(火)豊科南小 第7回:1月27日(水)穂高北小	第8回:2月2日(火)堀金小 第9回:2月5日(金)明北小
	安曇誕生の系譜を辿る会主催「安曇野歴史サロン」への職員派遣 期日:1月23日(土)	国営アルプスあづみの公園歳時記イベント「三九郎と繭玉焼き体験」への職員派遣 期日:2月7日(日)
職員派遣等	環境課の自然環境保護を目的とする業務への職員派遣 期間:令和2年4月17日(金)~令和3年3月31日(水)	安曇誕生の系譜を辿る会主催「安曇野歴史サロン」への職員派遣 期日:2月20日(土)
	国営アルプスあづみの公園のフィールド調査及びイベントへの職員派遣 期間:令和2年7月10日(金)~令和2年3月31日(水)	

新市立博物館整備事業

事業(懸案事項)	現　　況	今後の取り組み ・備　　考
安曇野市バーチャルミュージアム新設	市ホームページサブサイト「安曇野市バーチャルミュージアム」とFacebookページ「安曇野市教育委員会文化課」新設に向け関係部署と調整	令和3年3月に一般公開予定
コンパクト展示	「鐘の鳴る丘」と主題歌「とんがり帽子」 会期:1月4日(月)~2月1日(火) 場所:本庁舎	

郷土資料館事業

事業(懸案事項)	現　　況	今後の取り組み 備　　考
穂高郷土資料館		
穂高鐘の鳴る丘集会所	1月～2月冬季休館	

貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現　　況	今後の取り組み 備　　考
企画展示等		「瀧澤伸介絵画展」 会期:2月9日(火)～3月 7日(日)

文書館事業

事業(懸案事項)	現　　況	今後の取り組み 備　　考
企画展	「明科の宝」刊行記念展示 会期:1月10日(日)～3月31日(水)	
講座等		バックヤードツアー 期日:2月28日(日) 場所:文書館
第3回市誌編さん専門調査会(民俗部会)	期日:1月25日(月) 場所:文書館	
重要文書等収集・整理	公開資料点数 53,130点(12月末現在) (12月新規点数/公文書 1,243点)	
職員派遣等		岡山県立記録資料館主催「県内市町村の文書管理担当者向け研修」への職員派遣 期日:2月20日(土)

歴史文化遺産再発見事業(文化庁補助事業)

事業(懸案事項)	現　　況	今後の取り組み 備　　考
『明科の宝』の頒布等	市内10施設で無料頒布終了。市ホームページを通じてPDF版とWebbook版を公開。また市内各図書館で閲覧、貸出が可能。	
『穂高の宝』の発行	穂高地区の文化財等を調査・執筆し冊子を令和2年度中に刊行予定。	

文化財保護係

文化財保護事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
文化財補助事業事務	無形民俗文化財の保存伝承関係、文化財防災設備保守関係、等への補助事業事務	
文化財の保全管理等に関する事務手続きと協議等	県史跡多田加助宅跡の枯損松伐採に係る現状変更 枝・幹は撤去済み、切り株が残っており、ブルーシートで土壌を保護している	土壌を保護し、切り株の撤去を計画する
いわれ地標柱等設置業務	「旧安楽寺大門跡の六地蔵の松」説明板の設置 松枯れにより昨年伐倒した六地蔵の松(堀金鳥川岩原)の説明板を設置	1月中に設置予定
無形文化財及び無形民俗文化財の保存及び伝承事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、各地のお祭りが中止・縮小されており、開催状況及び中止・縮小に至った経過の把握をすすめるためアンケート調査を実施(調査対象:指定文化財16件、未指定16件)	調査結果を市ホームページにて公開。状況に応じ、来年度も調査を継続する
文化財防火デーに伴う啓発活動等	1月26日の「第67回文化財防火デー」に合わせ、有形文化財(建築物)の所有者・管理者に啓発チラシを配布した	防災訓練の実施 重文「松尾寺本堂」1月25日 重文「曾根原家住宅」1月26日

埋蔵文化財発掘調査事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
遺跡内での開発に對しての協議及び工事立会いの実施	一般開発・公共事業に伴う現地協議及び工事立会い	隨時対応
法第93・94条関係の事務	周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行われる際の届出・通知受付事務	隨時対応

令和 2 年度以降 公共事業協議	令和 2 年度以降に埋蔵文化財包蔵地内で計画されている公共事業について、必要に応じ、試掘調査計画、発掘調査対応等を担当部署と協議する	継続
明科廃寺出土 遺物整理作業	平成 30 年度に調査を行い、出土した明科廃寺出土遺物の整理作業の実施(本年度分国庫補助作業終了:11月 30 日)	次年度以降も引き続き整理作業を実施予定
埋蔵文化財 報告書作成作業	『平成 31 年度分試掘・立会報告』『穂高古墳群 E13 号墳』『三枚橋遺跡(1995)』発掘調査報告書刊行に向けての作業(入稿 → 校正 → 刊行)	『平成 31 年度分試掘・立会報告』『三枚橋遺跡(1995)』は印刷済 『穂高古墳群 E13 号墳』は 3 月末刊行予定

図書館係

図書館事業

事業 (懸案事項)	現　　況	今後の取り組み
図書リサイクル フェア	廃棄本や市民から寄贈された本を無料で配布 期日: 1 月 19 日(火) ~ 1 月 31 日(日) 場所: 市内公共図書館 5 館	
中央図書館 映画上映会	『歌うヒットマン』 期日: 1 月 22 日(金) 場所: みらい	
明科図書館 えいごのおはなし会	期日: 1 月 23 日(土) 場所: ひまわり	